関する政令案参照条文地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に

○河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)(抄)(附則第六条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	が推進	○マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	関する	○景観法(平成十六年法律第百十号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○景観法施行令(平成十六年政令第三百九十八号)(抄)(第十条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○河川管理施設等構造令(昭和五十一年政令第百九十九号)(抄)(第九条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)(抄)(第八条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令(昭和四十一年政令第百三号)(抄)(第七条関係)──・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)(抄)(第六条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇公営住宅法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十五号)による改正前の公営住宅法(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	施行令の一部を改正する立	良法施行令(昭和三十五年	○下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(昭和二十二年法律第六	○下水道法施行令(昭和三十四年政令第百四十七号)(抄)(第四条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和三十四年政令第十七号)(抄)(第三条関係) ・・・・・・・・	○道路法(昭和二十七年法律第百八十号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)(抄)(第二条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号)(抄)(第一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	目	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
86	86	85	85	85	84	65	31	31	27	27	25	25	19	19	17	17	10	10	9	9	8	7	5	4	1		

公営住宅法施行令 (昭和二十六年政令第二百四十号) 抄

(入居者資格

第六条 法第二十三条に規定する政令で定める者は、 に常時の介護を必要とし、 かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 次の各号のいずれかに該当する者とする。 ただし、身体上又は精神上著しい障害があるため

六十歳以上の者

障害者基本法 戦傷病者特別援護法 (昭和四十五年法律第八十四号) (昭和三十八年法律第百六十八号)第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度で 第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるも

Ŧi. あるもの 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

いる者 0) 自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第一項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後 自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第一項に規定する支援給付を含む。)を受けて

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成十三年法律第六十三号)海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの

第二条に規定するハンセン病療養所入所者

七

第一条第二項に規定する被害者でイ又は口のいずれかに該当するもの 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号。 以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。

て五年を経過していない者 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算し

を経過していないもの 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年

2 きは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調 査させることができる。 事業主体は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めると

3 ときは、 事業主体は、入居の申込みをした者が第一項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認める 市町村に意見を求めることができる。

4 法第二十三条第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

入居者又は同居者にイからハまでのいずれかに該当する者がある場合

障害者基本法第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

- 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- 入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者である場合 第一項第四号、第六号又は第七号に該当する者
- 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
- 5 法第二十三条第二号イ、ロ及びハに規定する政令で定める金額は、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める金額とす
- 法第二十三条第二号イに掲げる場合
- 法第二十三条第二号ロに掲げる場合 · 二十一万四千円 · 二十一万四千円 (当該災害発生の日から三年を経過した後は、 十五万八千円
- 法第二十三条第二号ハに掲げる場合 十五万八千円

第八条 法第二十八条第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。(法第二十八条に規定する収入の基準及び収入超過者の家賃の算定方法)

- 一 法第二十三条第二号イに掲げる場合 同号口に定める金額
- 法第二十三条第二号ハに掲げる場合法第二十三条第二号ロに掲げる場合 第六条第五項第三号に定める金額

2 法第二十八条第二項の規定による公営住宅の次の表の上欄に掲げる年度の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額から法第十六条第一項本 を乗じた額に、同項本文の規定による家賃の額を加えた額とする。 文の規定による家賃の額を控除した額に同欄に掲げる年度の区分及び同表の下欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同欄に定める率

年度	入居者の収入			
	八万六千円以下の場合 二十一万四千円以下十五万八千円を超え十 十八万六千円を超え		場合二十五万九千円以下の二十一万四千円を超え	円以下の える場合 二十五万九千円を超え
じ。)のた年度をいう。以下この表において同つた年度をいう。以下この表において同当該公営住宅の家賃が定められることとな初年度(法第二十八条第二項の規定により	五分の一	四分の一	二分の一	
初年度の翌年度	五分の二	四分の二	1	_

入居の措置

入居の措置

へ規定による家賃の決定、第十六条第四項
又は第三十条第一項の規定による助強の強予、
第二十八条第三項又は第二十九条第八項に
第二十八条第三項又は第二十九条第八項に
第二十九条第一項の規定による明渡しの請
第二十九条第一項の規定による明渡しの請
第二十九条第一項の規定による別違の関収の猶予、
の規定による家賃の決定、第十八条第

項の

規定によるあつせん等

て準用する。 第六条第二 一項及び第三項の規定は、 法第四十七条第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給公社が公営住宅の管理を行う場合につい

○公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)(抄

家賃の決定

2

第十六条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、 わらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。 めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、 からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃(次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、 入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、 第三十四条の規定による請求を行つたにもかか 政令で定

第一項に規定する入居者からの収入の申告の方法については、 国土交通省令で定める。

前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅(その敷地を含む。)の時価、修繕費、

管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより

2

毎年度、事業主体が定める。

- 4 減免することができる。 事業主体は、第一項の規定にかかわらず、 病気にかかつていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、
- 5 前各項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。

(入居者資格)

公営住宅の入居者は、 少なくとも次の各号 (老人、 身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者

次条第二項において「老人等」という。)にあつては、第二号及び第三号)の条件を具備する者でなければならない。

- 七条第五項及び附則第十五項において同じ。)があること。 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。
- その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。
- を図るため必要なものとして政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして政令で定める場合 入居者又は同居者の居住
- \Box 得者に転貸するため借り上げるものである場合(災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者の居住の安定を図るため必要なものと 定による国の補助に係るもの又は第八条第一項各号の一に該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所公営住宅が、第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十二条第一項の規 して政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額
- イ及びロに掲げる場合以外の場合 イ又はロの政令で定める金額のいずれをも超えない範囲内で政令で定める金額
- 三 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(収入超過者に対する措置等)

- 第二十八条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅に引き続き三年以上入居している場合において政令で定める基準を超える収入のあるときは、 該公営住宅を明け渡すように努めなければならない。
- 2 条第一項の規定にかかわらず、 政令で定めるところにより、事業主体が定める。 第一項の規定にかかわらず、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、公営住宅の入居者が前項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第十六
- 3 第十六条第三項から第五項まで及び第十九条の規定は、 前 項に規定する公営住宅の家賃について準用する。

○道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)(抄)

※都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (平成二十三年政令第三百二十一号) による改正

(食事施設等の占用の場所に関する基準)

第十一条の七 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第六号に掲げる施設(以下この条及び第十二条において「食事施設等」 ることとする。 という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、 食事施設等を地上に設ける場合においては、 次のいずれにも適合する場所であ

(略)

自転車道、 |該食事施設等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が道路構造令 自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除っ (昭和四十五年政令第三百二十

当

号)第十条第三項本文、 第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

2 (略

(自転車駐車器具の占用の場所に関する基準)

第十一条の九 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第十号に規定する自転車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の あることとする。 器具(以下この条において「自転車駐車器具」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、 次のいずれにも適合する場所で

(略)

あること。 通 方の側の幅員が道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員で に著しい支障のない場合を除き、当該自転車駐車器具を自転車の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の法面若しくは側溝上の部分又は自転車道、自転車歩行者道若しくは歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交

2 (略)

(原動機付自転車等駐車器具の占用の場所に関する基準

な車輪止め装置その他の器具(以下この条において「原動機付自転車等駐車器具」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準第十一条の十 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第十号に規定する原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要 次のいずれにも適合する場所であることとする。

(略)

第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。 を除く。)又は二輪自動車の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の幅員が道路構造令第十条第三項本文 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該原動機付自転車等駐車器具を原動機付自転車 (側 車付きのも

2 (略)

(道道又は道の区域内の市町村道の改築に関する費用の補助)

第三十四条の二の三(略)

- 市」という。)とその周辺の地域の市町村(以下この項において「周辺市町村」という。)又は中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは用についての国の補助の割合は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の五・五(地域社会の中心となる都市(以下この項において「中心都 して国土交通大臣が指定するものの改築に係るものにあつては、十分の六)以内とする。 高速自動車国道、空港その他の交通施設とを連絡する道路、中心都市及び周辺市町村の区域を循環する道路その他の道路であつて、 平成二十年度以降十箇年間における道道又は道の区域内の 他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路と 市 町村道の改築で、前項に規定するもの及び次に掲げるもの以外のものに要する費 自動車専用
- 道路構造令第三十八条第一項の規定により同令の規定による基準によらないことができる改築で、 これに要する費用 の額が国 交通大臣が

定めた額を超えないも

三 車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しない場合における当該道路

 \mathcal{O}

舗 装

3

(用語の定義)
○道路法(昭和二十七年法律第百八十号)

第二条 一等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベー 渡船施設、道路用エレベータ

2~5 (略)

(道路の構造の基準)

第三十条 道路の構造の技術的基準は、 道路の種類ごとに左の各号に掲げる事項について政令で定める。

建築限界

十九八七六五四三二一 横待交排路 ご視線 建幅 断避差水面 50距形 築門 ご 視 線 う 距 形

待避所 交差又は接続 排水施設

- 橋その他政令で定める主要な工作物については、前項の規定による外、その構造強度につ十一 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造について必要な事項十 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設

3 道路の附属物の構造について必要な技術的基準は、 政令で定めることができる。

いて必要な技術的基準を政令で定めることができる。

(道路の占用の許可)

2

2 前項の許可を受けようとする者は、 左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

(略)

四〜七 (略) 三 道路の占用の場所

3~5 (略)

(道路の占用の許可基

第三十三条 を与えることができる。 であり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、 道路管理者は、 道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないも 同条第一項又は第三項の許可

2 (略)

(道路標識等の設置)

第四十五条 (略)

国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、 前項の道路標識及び区画線の種類、様式及び設置場所その他道路標識及び区画線に関し必要な事項は、 内閣府令・国土交通省令で定める。 同項の内閣府令

(道路に関する費用の補助)

第五十六条 国は、 関する調査に要する費用についてはその三分の一以内を、 おいては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該道路の新設又は改築に要する費用についてはその二分の一以内を、道路に する調査を行うために必要がある場合又は資源の開発、産業の振興、観光その他国の施策上特に道路を整備する必要があると認められる場合に 補助することができる。 国土交通大臣の指定する主要な都道府県道若しくは市道を整備するために必要がある場合、第七十七条の規定による道路に関 指定区間外の国道の修繕に要する費用についてはその二分の一以内を道路管理者に対

○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令 昭 和三十四 年政令第十七号) (抄

(国の負担の割合の特例)

財政上の特別措置に関する法律 ものを除く。以下同じ。)の改築で国土交通大臣が行うもののうち、次に掲げるもの以外のものに要する費用について道路整備事業に係る国の 高速自動車国道と一体となつて全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路として国土交通大臣が指定する一般国道(道の区域内の (昭和三十三年法律第三十四号。 以下「法」という。)第二条の政令で定める国の負担の割合は、 十分の七とす

- に要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないもの 道路構造令 (昭和四十五年政令第三百二十号) 第三十八条第一項の規定により同令の規定による基準によらないことができる改築で、
- 道路の交通に支障を及ぼしている構造上の原因の一部を除去するために行う突角の切取り、 道路の区域を変更し、 当該変更に係る部分を一般国道以外の道路とする計画がある箇所の改 路床の 改良、 排 水施設の整備 又は待避 所 の設置

車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しない場合における当該道路の舗装

五四 整備事業として行われるもの 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)第二条第三項(第一号を除く。)に規定する交通安全施設等

2 { 4

(国の補助の割合の特例)

次の各号に掲げる道路のいずれかに該当する都府県道等の改築で、前項に規定するもの、土地区画整理事業に係るもの並びに前条第一 第二号、第四号及び第五号に掲げるもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の五・五以内と

市町村の区域を循環する道路その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及びという。)又は中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道、空港その他の交通施設とを連絡する道路、中心都市及び周辺地域社会の中心となる都市(以下この号において「中心都市」という。)とその周辺の地域の市町村(以下この号において「周辺市町村」 周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定するもの

半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第十条に規定する道路

○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 (国の負担又は補助の割合の特例 (昭和三十三年法律第三十四号)

第二条 平成二十年度以降十箇年間における地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築に関する国の負担又は補助の割合については、 あつては、十分の五・五)の範囲内で、 (第八十八条を除く。) 及び土地区画整理法 政令で特別の定めをすることができる。 (昭和二十九年法律第百十九号)の規定にかかわらず、 十分の七 (土地区画整理事業に係るものに

○交通安全施設等整備事業の推進に 関する法律 (昭和四十一年法律第四十五号) 抄

(定義

第二条

2

3 をいう。ただし、第二号に掲げる事業にあつては道路の改築(同号イに規定する道路の改築を除く。)に伴つて行われるものを除く。 この法律において「交通安全施設等整備事業」とは、前条の目的を達成するため、この法律で定めるところに従つて行われる次に掲げる事業

都道府県公安委員会(道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号)第百十四条の規定により権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。 以下

同じ。)が行う次に掲げる事業 信号機、 道路標識又は道路標示の設置に関する事業

- で政令で定めるものをいう。)の設置に関する事業 交通管制センター (信号機、 道路標識及び道路標示の 操 作その 他道路に おける交通の規制を広域にわたつて総合的に行うため必要な施設
- 二 道路管理者が行う次に掲げる事業
- 歩道若しくは自転車道の設置その他の道路の改築で政令で定めるものに関する事業 横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の設置に関する事業又は特に交通の安全を確保する必要がある小区間につ いて応急措置として行う
- 道路標識、さく、 街灯その他政令で定める道路の附属物で安全な交通を確保するためのもの又は区画線の設置に関する事業

〇半島振興法 (昭和六十年法律第六十三号) (抄)

(半島循環道路等の整備)

令で定める交通施設とを連絡する主要な道路であつて、当該半島振興対策実施地域の振興のために特に重要と認められるものとして国土交通大第十条(国は、半島振興計画に基づく事業のうち、半島振興対策実施地域を循環する主要な道路又は半島振興対策実施地域と一般国道その他の政 臣が指定するものの整備に関する事業については、その円滑な実施が促進されるよう特に配慮するものとする。

○下水道法施行令(昭和三十四年政令第百四十七号)(抄)

(事業計画の決定及び変更)

事項に関し利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならない。 をしようとするときは、あらかじめ、その決定又は変更に係る予定処理区域又は工事の着手若しくは完成の予定年月日を公示して、これらの 公共下水道管理者は、 法第四条第一項の規定により、事業計画を定め、又は認可を受けた事業計画の変更(第五条の軽微な変更を除く。

(公共下水道に係る事業計画の認可の申請)

第四条 に提出しなければならない。この場合において、市町村が国土交通大臣に申請書を提出するときは、 ときは、その変更に係るものに限る。)を記載した書類を添付し、これを国土交通大臣(次条に規定する事業計画にあつては、都道府県知事) 画の変更の認可を受けようとするときは、その変更を明らかにする書類)及び次の各号に掲げる事項(事業計画の変更の認可を受けようとする 公共下水道管理者は、 法第四条第一項の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、申請書に事業計画を記載した書類 都道府県知事を経由しなければならない。

一 計画下水量及びその算出の根拠

予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地の用途

推定の根拠 公共下水道からの放流水及び処理施設において処理すべき、 又は流域関連公共下水道から流域下 -水道に流入する下水の予定水質並びにその

下水の放流先の状況

(都道府県知事が認可する事業計画) 五 毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財活

第四条の二

- · 予定処理区域(予定処理区域を拡張する変更に係るものにあつては、変更後の予定処理区域)都道府県以外の地方公共団体が設置する公共下水道の事業計画のうち、次に掲げるものの二 法第四条第一項に規定する政令で定める事業計画は、次に掲げるものとする。
- 事業計画 0 面 温積が 百 ヘクター ル以下の 公共下水道の
- 流域下水道
- 次条第二号 もののほか、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。)、第三号又は第五号に掲げる変更のみの変更に係る事:(雨水流域下水道を除く。)に接続する公共下水道の事業計画
- i市」という。) 以外の地方公共団体が設置する公共下水道の事業計画前号に掲げるもののほか、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法:
- (認可を要しない事業計画の軽微な変更)
- 第五条 法第四条第一項に規定する政令で定める軽微な変更は、 次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。
- 二 公共下水道からの放流水の吐口で国土交通省令で定める主要な管渠、処理施設及び国土交通省令で定めるポンプ施設に係るもの一 予定処理区域の変更
- 三 一 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更 1 処理施設(これを補完する施設を含む。)の新設又は配置若しくは下水の処理能力の十五年法律第二百一号)第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。 一 国土交通省令で定める主要な管渠(これを補完する貯留施設を含む。)の配置、構造 造又は能 力の変更。 ただし、 同 <u>ー</u>の 建築基準法 昭 和二
- 五四 変更
- 六 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更
- (環境大臣の意見を聴くことを要しない場合)
- 第五条の二 法第四条第二項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 予定処理区域の面積が百ヘクタール以下の公共下水道に係る認可(予定処理区域の 拡張に係る事業計画 の変更の 認 可 にあっては、 変更後の
- 二 流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する公共下水道に係る認可をしようとする場合予定処理区域の面積が百ヘクタールを超える場合を除く。)をしようとする場合
- 終末処理場の配置又は下水の処理能力の変更を伴わない事業計画の変更に係る認可をしようとする場合
- (使用開始等の届出を要する下水の量又は水質)
- 第八条の二 当する水質又は第九条の十若しくは第九条の十一第一項第三号若しくは第六号若しくは第二項第一号、第二号(ただし書を除く。以下この項に排除する一日における当該汚水の量五十立方メートル以上とし、法第十一条の二第一項に規定する政令で定める水質は、次条第一項第四号に該る量は、当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)を使用しようとする者が最も多量の汚水を7八条の二 法第十一条の二第一項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定め おいて同じ。)若しくは第三号から第五号までに定める基準 (法第十二条の十一第 項第二号 (法第二十五条の十第一項において準用する場合

0

配

0 変

の管理者が条例で第九条の十一第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準)に適合しないを含む。次項、第九条の十一第一項並びに第二十四条の五第一項及び第二項において同じ。)の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道

2 (略)

(除害施設の設置等に関する条例の基準)

第九 ぞれ当該各号に定める範囲内の水質の下水について定めるものとする。 条 法第十二条第一項 (法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。 の規定による条例は、 次の各号に掲げる項目に関

一~三 (略)

四 沃素消費量 一リットルにつき二百二十ミリグラム以上であるもの

2 (略)

(除害施設の設置等に係る下水の水質の基準)

第九条の十 法第十二条の十一第一項第一号(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める基準は、 号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 (の各

ついて水質排出基準が定められている場合 第九条の四第一項各号に規定する基準 ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、公共下水道又は流域下水道 (雨水流域下水道を除く。 (同条第四項に規定する場合においては、 次号において同じ。) 同項に規定する からの放流 水に

三 前二号に掲げる場合以外の場合 第九条の四第一項第一号から第三十二号までに規定する基準 一項第一号から第三十二号までに規定する基準(同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準)及び当該条例に規定する基準二 条例の規定により、公共下水道又は流域下水道からの放流水についてダイオキシン類に係る排水基準が定められている場合 第九条の四第

(除害施設の設置等に関する条例の基準)

第九条の十一 法第十二条の十一第一項第二号の規定による条例は、次の各号に掲げる項目(第四号又は第五号に掲げる項目にあつては、 についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この項及び次項において同じ。濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は燐含有量)に排除される下水に係るものに限る。)又は物質に関して水質の基準を定めるものとし、 いものであつてはならない。 その水質は、 それぞれ当該各号に定めるものより厳

一 第九条第一項第一号に掲げる項目 四十五度未満

とする。

第九条の五第一項第一号から第四号までに掲げる項目 それぞれ当該各号に定める数

心からのこ 第九条の五第一項第五号に掲げる項目 放流水又は当該流域下水道からの放流水について同号に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合にあつては、 同号に定める数値。ただし、 水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水

- 兀 二を乗じて得た数値とする。 該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に 一リットルにつき二百四十ミリグラム未満。 ただし、 水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、
- 五. 乗じて得た数値とする。 燐含有量 ーリットルにつき三十二ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その (下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、 当該排水基準に係る数値に二を 他の条例によ 9, 当該
- げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 《例により当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの第九条の四第一項各号に掲げる物質以外の物質又は第九条第一項第一号に掲げる項目及び第九条の五第一項 当該排水基準に係る数値 一項各号に掲げる項目以 (第九条の五第 一項第三号に掲

2 • 3 (略)

第十七条の四 流域下水道管理者は、法第二十五条の三第一項(同2(流域下水道に係る事業計画の認可の申請) に提出しなければならない。この場合において、 に掲げる事項(事業計画の変更の認可を受けようとするときは、その変更に係るものに限る。)を記載した書類を添付し、これを国土交通大臣 ようとするときは、申請書に事業計画を記載した書類(事業計画の変更の認可を受けようとするときは、その変更を明らかにする書類)及び次 流域関連公共下水道の予定処理区域(雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第十七条の六第七号において同じ。出しなければならない。この場合において、流域下水道管理者が市町村であるときは、都道府県知事を経由しなければならない。 条第四項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画の認可を受け

計画下水量及び流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の量並びにその算出の根拠

の周辺の地域の地形及び土地の用途

- 推定の根拠 流域下水道からの放流 水、 処理施設において処理すべき下 水及び流域関連 公共下 水道から流域下水道に流入する下水の予定水質並 びにその
- 五四 下水の放流先の状況
- 毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財 源
- 関係市町村の意見の概要

(環境大臣の意見を聴くことを要しない場合)

第十七条の五 更を伴わない事業計画の変更に係る認可をしようとする場合とする。 法第二十五条の三第四項において準用する同条第三項に規定する政令で定める場合は、 終末処理場の 配置又は下水の

(認可を要しない事業計画の軽微な変更)

- 第十七条の六 法第二十五条の三第四項に規定する政令で定める軽微な変更は、 次の各号のいずれ かに該当する変更及びこれに関連する変更以外
- (これを補完する貯留施設を含む。 \mathcal{O} 配置、 構造又は 能 力の変更。 ただし、 同 0) 建築基準法第四十二条に規定する道路内に における

及びそ

第十七条の六第七号において同じ。)

の変更を除

- 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設 \mathcal{O} 新 設 又は配置、 造若しくは 能 力 の変更
- ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更
- 七六五四 流域下水道からの放流水の吐口の配置の変更
 - 処理施設(これを補完する施設を含む。)の新設又は配置若しくは下水の処理能力の
 - 流域関連公共下水道が接続する位置の変更
- 流域関連公共下水道の予定処理区域の変更
- 八 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

(流域下水道の施設に設けることのできる物件)

保護し、又は相互に接続するための工作物であつて、流域下水道管理者が流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのない構造であると認第十七条の七 法第二十五条の九に規定する流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものは、電線を支持し めたものとする。

(流域下水道の施設に物件を設けることができる場合)

第十七条の八 法第二十五条の九に規定する政令で定める場合は、流域関連公共下水道の予定処理区域外における飛行場その他継続して大量の下 終末処理場に接続して導水管を設ける場合その他の場合であつて、流域下水道管理者が流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと水を排除する施設からの下水を流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に流入させる場合、終末処理場から放流される水を利用するために当該 認めた場合とする。

(都市下水路の構造の技術上の基準)

第十七条の九の第五条の四、 で定める都市下水路の構造に関して必要な技術上の基準について準用する。十七条の九 第五条の四、第五条の五(第六号及び第七号に係る部分を除く。)及び第五条の七の規定は、 法第二十八条第二項に規定する政令

(都道府県知事が指示する下水道)

に関する指示に係るものにあつては都道府県以外の地方公共団体が管理するものとする。第二十四条の三の法第三十七条第一項に規定する政令で定める下水道は、工事に関する指示に係るものにあつては次に掲げるものとし、 維持管理

- 都道府県以外の地方公共団体が管理する公共下水道のうち、 次に掲げるもの
- 予定処理区域の面積が百ヘクタール以下の公共下水道
- 流域下水道 (雨水流域下水道を除く。) に接続する公共下水道
- 前号に掲げるもののほか、 都道府県及び指定都市以外の地方公共団体が管理する公共下水:
- 都道府県以外の地方公共団体が管理している都市下水路
- 2 法第三十七条第三項に規定する政令で定める下水道は |府県知事が報告を徴する場合 都道府県以外の地方公共団体が管理するものとする。

- るため必要な場合とする。 条の四 法第三十九条第 項に規定する政令で定める場合は、 都道府県 知事が法第四 条第 項 0 認可又は法第三十七条第一 項 0 示をす
- 2 (報告の徴収のできる下水の水質等) 法第三十九条第二項に規定する政令で定める場合は、 都道 府 県 知事が法第三十七条第三項 (の指 示をするため必要な場合とする。

第二十四条の五 質とする。 管理者が条例で第九条の十一第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、 める基準 項第三号若しくは第六号若しくは第二項第一号、第二号(ただし書を除く。 (法第十二条の十一第一項第二号の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道 (雨水流域下水道を除く。次項において同じ。) の 法第三十九条の二に規定する政令で定める水質は、 書を除く。以下この項において同じ。)若しくは第三号から第五号までに定第九条第一項第四号に該当する水質又は第九条の十若しくは第九条の十一第 当該厳しい基準)に適合しない水

- 第七号に掲げる項目に関して同項第六号(ただし書を除く。)又は第七号(ただし書を除く。)に定める基準(法第十二条の十一第一項第二号 を使用する場合については、法第三十九条の二に規定する政令で定める水質は、前項の規定による水質のほか、第九条の十一第二項第六号又は 燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道に下水を排除して当該公共下水道又は当該流域下水道、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は 基準)に適合しない水質とする。 規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例でこれらの基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、
- 法第三十九条の二に規定する政令で定める者は、特定施設の設置者以外の者とする。

(事務の区分)

する第一号法定受託事務とする。 二十五条 第四条後段及び第十七条の四後段の規定により 都道 府県が処理することとされている事務は、 地方自治法第二条第九項 第 号に規定

附則

施行期日)

(公共下水道に係る事業計画の認可等に関する特例) 1 この政令は、法の施行の日(昭和三十四年四月二十三日)から施行する。

2 流域別下水道整備総合計画が定められていない場合において、 以外の部分中 水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の都府県の区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域に限る。)の全部又は一部について 第四条の二又は第二十四条の三第一項の規定の適用については、当該流域別下水道整備総合計画が定められるまでの間、 法第二条の二第一項の規定により流域別下水道整備総合計画を定めることとされている公共の水域又は海域(二以上の都府県の区域にわたる 「次に」とあるのは 「第一号に」と、 第二十四条の三第 当該流域別下水道整備総合計画が定められていない地域における下水道について 一項各号列記以外の部分中 「次に」とあるのは 「第一号及び第三号に」と 第四条の二各号列記

排水設備に関する経過措置]

(平成四年度までの国庫補助の特例 第八条第七号から第十号までの規定は、 この 政 令の施行の 際現に存する排水設備については、 これを改築する場合を除き、 用

3

4 あつては四分の三、小規模な流域下水道に係るものとして建設大臣が指定する終末処理場の設置又は改築に要する特定費用以外の費用にあつて 係るものとして建設大臣が指定するものを除く。)の設置又は改築に要する費用のうち建設大臣が定める費用(以下「特定費用」という。)に で建設大臣が定めるものにあつては、三分の二)」と、同項第二号中「二分の一」とあるのは「三分の二(終末処理場(小規模な流域下水道に は十分の六)」と、同項第三号中「三分の一」とあるのは「十分の四」とする。 -成四年度までの各年度における適用に関しては、 公共下水道(特定公共下水道を除く。 流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に 同項第一号中「十分の四」とあるのは「十分の六(終末処理場の設置又は改築に要する費用 要する費用についての第二十四条の二第一項

(昭和六十年度の特例)

5 六」と、「四分の三」とあるのは「三分の二」とする。 !項の規定の昭和六十年度における適用については、同項中「十分の六」とあるのは 「十分の五・五」と、 「三分の二」とあるのは 「十分の

(昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度の特例)

6 「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、 附則第四項の規定の昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度における適用については、 「四分の三」とあるのは「十分の六」とする。 同項中「十分の六」とあるのは「二分の一」

(昭和六十二年度から平成二年度までの特例)

7 るのは「十分の五・七五」とする。 置又は改築に要する費用に係るものにあつては、 「、三分の二」とあるのは「、十分の五・二五(奄美群島(鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域をいう。)の区域内において行う終末処理場の設附則第四項の規定の昭和六十二年度から平成二年度までの各年度における適用については、同項中「十分の六」とあるのは「二分の一」と、 十分の五・五)」と、 「「三分の二」とあるのは「「十分の五・二五」と、 「四分の三」とあ

(法附則第五条第一項の規定による貸付金の償還期間等)

- 8 法附則第五条第二項に規定する政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。
-)第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る法附則第五条第一項の規定による貸付金 第八十六号)第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号 (以下「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法式

1 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。

- げて償還させることができる。 国の財政状況を勘案し、 相当と認めるときは、 国の貸付金の全部又は一部について、 前三項の規定により定められた償還期限を繰り上
- 12 法附則第五条第五項に規定する政令で定める場合は、 前項 の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする

○地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(址

第二条 (略)

②~⑧ (略

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

あつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの 託事務」という。) 法律又はこれに基づく政令により都道府県、 市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、 国が本来果たすべき役割に係るもので (以下「第一号法定受

一 (略)

10)~17) (略)

(指定都市の権能)

第二百五十二条の十九 ことができる。 基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、 政令で指定する人口五十万以上の市(以下「指定都市」という。)は、 次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに 政令で定めるところにより、 処理する

一~十五 (略)

2 (略)

○下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)(抄

第二条の二 整備に関する総合的な基本計画 める要件に該当するものについて、その環境上の条件を当該水質環境基準に達せしめるため、それぞれの公共の水域又は海域ごとに、下水道の 境を保全する上で維持されることが望ましい基準(以下「水質環境基準」という。)が定められた河川その他の公共の水域又は海域で政令で定 都道府県は、環境基本法 (以下「流域別下水道整備総合計画」という。)を定めなければならない。 (平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の規定に基づき水質の汚濁に係る環境上の条件について生活環

2~9 (略)

(事業計画の認可)

第四条 の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。め、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣(政令で定める事業計画にあつては、都道府県知事。第六条において同じ 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、 前条の規定により公共下水道を管理する者(以下「公共下水道管理者」という。)は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじ 政令で定める場合を除き、 あらかじめ、 保健衛生上の観点からする環境大臣の意見をき 第六条において同じ。)

(使用の開始等の届出

なければならない。

第十一条の二 継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、 らかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。 しようとするときも、 同様とする その届出に係る下水の量又は水質を変更 国土交通省令で定めるところにより、あ

2 (略)

(除害施設の設置等)

こととされるものを除く。)を排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を第十二条の十一(公共下水道管理者は、継続して次に掲げる下水(第十二条の二第一項又は第五項の規定により公共下水道に排除してはならない 定めることができる。

(略)

その水質(第十二条の二第二項の政令で定める物質に係るものを除く。)が政令で定める基準に従い条例で定める基準に適合しな

(事業計画の認可)

第二十五条の三 前条の規定により流域下水道を管理する者(以下「流域下水道管理者」という。)は、流域下水道を設置しようとするときは、 あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

都道府県は、前項の事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、 関係市町村の意見を聴かなければならない。

衛生上の観点からする環境大臣の意見を聴かなければならない。 国土交通大臣は、第一項の認可(雨水流域下水道に係るものを除く。)をしようとするときは、 政令で定める場合を除き、あらかじめ、 保健

て準用する。 前三項の規定は、 流域下水道管理者が第 一項の認可を受けた事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合につい

(準用規定)

第二十五条の十 第七条、第八条、第十一条の二、第十二条から第十二条の九まで、第十二条の十一から第十三条まで、第十五条から第十八条の 二まで、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条の規定は、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)について準用する。この場合におい 域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替えるものとする。 り、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する排水施設、特定施設又は」と、第十八条の二中「当該公共下水道」とあるのは「当該流 て、第十三条第一項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入

(略)

(国土交通大臣又は環境大臣の指示)

第三十七条 国土交通大臣 質に重大な影響が及ぶことを防止するため緊急の必要があると認めるときは、 公共下水道、 流域下水道又は都市下水路の工事又は維持管理に関して必要な指示をすることができる。 (政令で定める下水道に係るものにあつては、 都道府県知事)は、 公共下水道管理者、 公衆衛生上重大な危害が生じ、 流域下水道管理者又は都市下水路管理者に対 又は公共用水域の水

2·3 (略

(報告の徴収)

第三十九条 国土交通大臣(政令で定める場合にあつては、都道府県知事)は、この法律を施行するため必要な限度において、 流域下水道管理者又は都市下水路管理者から必要な報告を徴することができる。 公共下水道管理者

2 (略)

○住宅地区改良法施行令(昭和三十五年政令第百二十八号)(抄)

(公営住宅法に基づく政令の準用)

する。この場合において、公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号)第六条第五項中「イ、ロ及びハ」とあるのは「イ及びハ」と、第十二条 法第二十九条第一項の規定により公営住宅法の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく政令の規定を準用するものと

一 法第二十三条第二号イに掲げる場合 二十一万四千円

法第二十三条第二号ロに掲げる場合 二十一万四千円 (当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千円) とあるのは、

一 法第二十三条第二号ハに掲げる場合 十五万八千円

法第二十三条第二号ハに掲げる場合 十一万四千円」と読み替えるものとする。法第二十三条第二号イに掲げる場合 十三万九千円

(家賃の決定等)

第十三条の二 法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十五号)による あつては十一万四千円」と、同表第二種公営住宅の項中「十九万八千円」とあるのは 令第六条の二第一項及び第二項の表第二種公営住宅の項中「十一万五千円」とあるのは「公営住宅法の一部を改正する法律(平成八年法律第五 耐火構造の住宅及び準耐火構造の住宅」と、旧公営住宅法施行令第四条の四中「建設大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、旧公営住宅法施行 条の四及び第六条の二の規定の例による。この場合において、旧公営住宅法施行令第四条第一号の表中「(準耐火構造の住宅」とあるのは「(政令(平成八年政令第二百四十八号)による改正前の公営住宅法施行令(以下この条において「旧公営住宅法施行令」という。)第四条、第四 及び第二十一条の二の規定による家賃及び敷金の決定及び変更並びに収入超過者に対する措置については、公営住宅法施行令の一部を改正する 改正前の公営住宅法(以下この条において「旧公営住宅法」という。)第二条第四号の第二種公営住宅に係る旧公営住宅法第十二条、第十三条 十五号)による改正後の法第二十三条第二号イに掲げる場合にあつては十三万九千円以下で施行者が条例で定める金額、同号ハに掲げる場合に 「十五万八千円」と、 「二十四万五千円」とあるのは「十

2 びに旧公営住宅法施行令第六条の二に規定する収入については、それぞれ公営住宅法施行令第一条各号に定めるところによる。 前項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法施行令第四条第一号及び第三号に規定する耐火構造の住宅及び準耐火構造の住宅並

○公営住宅法施行令の一 部を改正する政令 (平成八年政令第二百四十八号) による改正前の公営住宅法施行令

(家賃の限度の算定方法)

第四条 償却の期間は、次に掲げる表の上欄各項に定める住宅に応じてそれぞれ下欄各項に定めるとおりとする。 事業主体は、法第十二条第一項の規定により公営住宅の家賃を定めようとするときは、次に掲げるところによらなければならない。

四十五手	準耐火
	† : : :
- 4	村
七十年	耐火冓告の主宅
僧去其間	4 笔
[] 月	

一 償却の利率は、年六分とする。

っては下欄各項に定める率をそれぞれ乗じた額を年額とする。 修繕費及び管理事務費は、次に掲げる表の上欄各項に定める住宅の工事費の額に、修繕費にあっては中欄各項に定める率を、管理事務費に

住宅	修繕費の乗率	管理事務費の乗率
耐火構造の住宅	百分の一・二	百分の〇・一五
準耐火構造の住宅	百分の一・五	百分の〇・二
木造の住宅	百分の二・二	百分の〇・三一

五. 兀 する全国的な公益的法人が行なう火災による損害に対する相互救済事業の事業費の負担率により算定した額をこえない額とする。 損害保険料は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の二の規定により、事業主体である地方公共団体の利益を代表

年額とする。 地代に相当する額は、次に掲げる表の上欄各項に定める区分に応じてそれぞれ中欄各項に定める額から下欄各項に定める額を控除した額を

- 9

(次項の場合を除く。)な土地の所有権を取得した場合公営住宅を建設するために必要	じた額出地取得造成費に百分の六を乗	二 家賃収入補助額 一 土地取得造成費の補助額に百分の六を乗じた額次に掲げる額の合計
な条件で取得した場合 共団体から通常の条件より有利な土地の所有権を国又は地方公公営住宅を建設するために必要	費の合計に百分の六を乗じた額通常の土地取得費及び宅地造成	二 家賃収入補助額 の六を乗じた額 一 土地取得費有利分及び土地取得造成費の補助額の合計に百分次に掲げる額の合計
合(次項の場合を除く。)	でた額 これの できません できません できません できません できます できまれる できません できます できます できます いっぱい はい	四 家賃収入補助額 三 宅地造成費の補助額に百分の六を乗じた額二 借地権取得費の補助額の償却額 一 地代の補助額
借り受けた場合 の条件より有利な条件でら通常の条件より有利な条件でかな土地を国又は地方公共団体かいではにを建設するために必要	次に掲げる額の合計 一 通常の地代 一 通常の世代 智 一 通常の借地権取得費の償却 一 通常の出代 コー 通常の出代 コー 通常の出代 コー 通常の出代 コー 通常の出代 コー 通常の出代 コー 通常の出代 コープ ロー の	四 家賃収入補助額 こ 字地造成費の補助額に百分の六を乗じた額 ニ 倍地権取得費有利分及び借地権取得費の補助額の合計の償却 一 地代有利分及び地代の補助額
前各項以外の場合	乗じた額価額に相当する額に百分の六を近傍類似の土地の固定資産税評	二 家賃収入補助額 - 宅地造成費の補助額に百分の六を乗じた額次に掲げる額の合計
三 通常の土地取得費 土地の所二 地代 地代の年額をいう。 土地取得造成費 土地の所有備考 この表において、次の各号に	所有権を取得した時の通常の有権の取得に要した費用及びに掲げる用語の意義は、それ	条件による土地の所有権の取得に要する費用をいう。宅地造成費の合計をいう。

通常の地 代 通常の条件による地 代をいう。

通常の借地権取得費 借地権を取得した時の通常の条件による借地権の取得に要する費用をいう。

土地取得費有利分 通常の土地取得費から土地の所有権の取得に要した費用を控除した額をいう。

地代有利分 通常の地代から地代を控除した額をいう。

借地権取得費有利分 通常の借地権取得費から借地権取得費を控除した額をいう。

十九八七六五四 補助額 国又は地方公共団体の補助額(次号に掲げるものを除く。)をいう。

家賃収入補助額 法第十二条の二第一項の規定による国の補助金額の年額をいう。

償却額 この条第一号の期間の例により利率年六分で毎年元利均等に償却するものとして算出した年額をいう。

固定資産税評価額 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第三百四十一条第十号に規定する土地課税台帳又は同条第

一号に規定する土地補充課税台帳に現に登録されている価格をいう。

(家賃の限度の変更)

第四条の四 めるものとする。 建設大臣は、 毎年九月中に、その年の十一月から翌年十月までの間に行われる家賃の変更に係る法第十三条第三項に規定する率を定

場合において、第四条第三号中「工事費」とあるのは、 第四条第一号から第四号までの規定は、 法第十三条第三項に規定する月割額のうち地代に相当する額以外の額の算出について準用する。この 「建設大臣が定める方法で算出した推定再建築費」と読み替えるものとする。

3 法第十三条第三項に規定する月割額のうち地代に相当する額は、 次に掲げる表の上欄各項に定める区分に応じてそれぞれ中欄各項に定める額

から下欄各項に定める額を控除した額を年額とする。

な土地 公営 な条件で取得した場合 な土地の所有権を取得した場合 公営住宅を建 (団体から通常の条件より有利は土地の所有権を国又は地方公益) 次 項の場合を除く。 設するため に 心要 とする。以下この項において同様とにおいては、通常の土地取得造成費地取得造成費がその額をこえる場合固定資産税評価額相当額(通常の土 この項において同様とする。)に百 二 家賃収入補助額に土地取得造成費で固定資産税評しては、土地取得造成費とする。以下 の補助額を除した数値及び百分の六を乗じた額造成費がその額をこえる場合におい 一 固定資産税評価額相当額に土地取得造成費で土地で固定資産税評価額相当額(土地取得 次に掲げる額の合計 分 の六を乗じた額 次に掲げる額の合計 費有利分及び土地取得造成費の補 に百分の六を乗じた額 を除した数値を乗じた額 固定資産税評価 額 相当額に通常の土地取得造成費で土 助 額 の合計 : を 除 した数値 価 取 得 額 造成費 地 相 並 取 当

する。)に百分の六を乗じた額

家賃収入補助額に通常の

土

地取得造成費で固定資産税評

価

額

得

び

額

公営住宅を建設するために必要な出地を国又は地方公共団体から通常の条件より有利な条件でに	公営住宅の敷地が借地である場合(次項の場合を除く。)
次に掲げる額の合計 一 通常の地代 の土地取得造成費がその額をこえる場合においては、通常の土地取得造成費がその額をこえる場合においては、通常の土地取得造成費を強した数値を乗じた額の貨却額を除した数値を乗じた額の土地取得造成費で通常の土地取得造成費で通常の土地取得造成費で通常の土地取得造成費で通常の土地取りに通常の土地取りに対した数値を乗じた額の土地取りに対した数値を乗じた額の土地取りに対した数値を乗じた額の土地取りに対しては、通常の土地取りに対しては、通常の土地を表した数値を乗じた額には、通常の土地を表した数値を表した数値を表した。	次に掲げる額の合計 一 地代 二 固定資産税評価額(固定資産税 正 固定資産税評価額(固定資産税 正 とこえる場合においては、通常の土地取得造成費とする。以下この領においては、通常の土地取得造成費で借地権取得費をはおいては、通常の土地取得造成費で告地権取得費を 主地取得造成費で生地造成費を除した 取得造成費で生地造成費を除した 数値及び百分の六を乗じた額
相当額を除した数値を乗じた額 家賃収入補助額に通常の土地取得造成費で固定資産税評価額 曹の補助額を除した数値及び百分の六を乗じた額 世た額の償却額 でき 固定資産税評価額相当額に通常の土地取得造成費で宅地造成 でた額の償却額 相当額を除した数値を乗じた額 の	本語を関した数値を乗じた額 大に掲げる額の合計 一 地代の補助額 一 助額を除した数値及び百分の六を乗じた額 一 助額を除した数値及び百分の六を乗じた額 助額を除した数値を乗じた額の償却額 を除した数値を乗じた額の償却額 を除した数値を乗じた額の償却額 を除した数値を乗じた額

相当額を除した数値を乗じた額		
家賃収入補助額に通常の土		
成費の補助額を除した数値及び百分の六を乗じた額		
の項において同様とする。) に通常の土地取得造成費で宅地造		
こえる場合においては、通常の土地取得造成費とする。以下こ		
一 固定資産税評価額相当額(通常の土地取得造成費がその額を	を乗じた額	
六 次に掲げる額の合計	固定資産税評価額相当額に百分の六	前各項以外の場合

備考 に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 補助額、 この表において、土地取得造成費、地代、 家賃収入補助額、償却額及び固定資産税評価額の意義は、 通常の地代、通常の借地権取得費、土地取得費有利分、 それぞれ第四条第五号の表備考に定めるところにより、 地代有利分、 借地権取得費有利 次の各号

通常の土地取得造成費 公営住宅を建設するために必要な土地の所有権を取得した場合においてはその取得した時、 その他の場合においては宅地の造成に着手した時の通常の条件による土地の所必要な土地の所有権を取得した場合においてはその取得した時、公営住宅の敷地

有権の取得に要する費用及び宅地造成費の合計をいう。が借地である場合においてはその借地権を取得した時、その他

固定資産税評価額相当額 近傍類似の土地の固定資産税評価額に相当する額をいう。

(法第二十一条の二に規定する収入の基準及び割増賃料の限度額)

第六条の二 円とする。 法第二十一条の二第一項に規定する収入の基準 は、 第一種公営住宅については十九万八千円、 第二種公営住宅については十一万五千

2 該家賃の額) 法第二十一条の二第二項に規定する割増賃料の限度額は、法第十三条第三項に規定する月割額(家賃が当該月割額を超えている場合においては、 に次に掲げる表の上欄及び中欄に定める区分に応じてそれぞれ下欄に定める倍率を乗じた額とする。 当

公営住宅の種類	入居者の収入	倍率
	二十四万五千円を超える場合	
第二種公営住宅	十一万五千円を超え十九万八千円以下の場合	O • 111
	十九万八千円を超え二十四万五千円以下の場合	〇 五

 $\overline{+}$ 应 万 五. 千円を超える場合 \bigcirc · 八

○住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)(抄)

(国の補助に係る改良住宅の管理及び処分)

第二十九条 なくなつた場合に限る。 法第二十二条から第二十四条まで及び第二十五条第一項の規定は、 四項まで、第三十二条第一項及び第二項、第三十三条、第三十四条、 住宅を公営住宅法に規定する公営住宅とみなして、同法第十五条、第十八条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十七条第一項から第 第二十七条第二項の規定により国の補助を受けて建設された改良住宅の管理及び処分については、第三項に定めるもののほ 第十八条の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、 第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定を準用する。 ただし、同

前項の規定による公営住宅法の規定の準用について必要な技術的読替えは、政令で定める。

定及び変更並びに収入超過者に対する措置の例による。この場合において、旧公営住宅法第十三条第三項中 営住宅法第十二条、第十三条(建設大臣の承認に係る部分を除く。)、第二十一条の二及び第二十一条の四前段の規定による家賃及び敷金の決 律第五十五号)の規定による改正前の公営住宅法(以下この項において「旧公営住宅法」という。)第二条第四号の第二種公営住宅に係る旧公 第一項の改良住宅の家賃及び敷金の決定及び変更並びに収入超過者に対する措置については、公営住宅法の一部を改正する法律(平成八年法 「政令で定める審議会」とあるのは「社会資本整備審議会」とする。 「建設大臣」とあるのは

○公営住宅法の一部を改正する法律 (平成八年法律第五十五号) による改正前の公営住宅法

(用語の定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 地方公共団体 市町村及び都道府県をいう。

公営住宅 この法律により、 地方公共団体が国の補助を受けて建設し、その住民に賃貸するための住宅及びその附帯施設をいう。

第一種公営住宅 政令で定める基準の収入のある者に対して賃貸するための、政令で定める規格の公営住宅をいう。

兀 るための、 第二種公営住宅 政令で定める規格の公営住宅をいう。 第一種公営住宅の家賃を支払うことができない程度の低額所得者又は災害により住宅を失った低額所得者に対して賃貸す

五. 公営住宅の建設 地の取得等」という。)を含むものとする。 公営住宅を建設するために必要な土地を取得し、 又はその土地を宅地に造成すること(以下「公営住宅を建設するための

公営住宅又は共同施設の除却に要する費用を含む。 公営住宅の工事費 公営住宅の建設に要する費用のうち公営住宅を建設するための土 以下同じ。)以外の費用をいう。 地の取得等に要する費用 (公営住宅を建設するための

六

- 公営住宅の供給 公営住宅の建設及び管理をすることをいう。
- 九八七 共同施設 児童遊園、共同浴場、集会所その他公営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設で政令で定めるものをいう。

共同施設を建設するために必要な土地を取得し、又はその土地を宅地に造成すること(以下

「共同施設を建設するための

- 地の取得等」という。)を含むものとする。
- +公営住宅又は共同施設の除却に要する費用を含む。 共同施設の工事費 共同施設の建設に要する費用のうち共同施設を建設するための 以下同じ。)以外の費用をいう。 土 地の取得等に要する費用 (共同施設を建設するための
- + 法律で定めるところに従って行なわれるものをいい、これに附帯する事業を含むものとする。 建設する公営住宅及び共同施設と一体の公営住宅又は共同施設を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに建設する事業を含む。 全部又は一部の区域に、新たに公営住宅を建設し、又は新たに公営住宅及び共同施設を建設する事業(新たに建設する公営住宅又は新た 公営住宅建替事業 現に存する公営住宅を除却し、 又は現に存する公営住宅及び共同施設を除却するとともに、これらの 存していた土地
- 十二 事業主体 公営住宅の供給を行なう地方公共団体をいう。

(家賃の決定)

十三条第三項において同じ。)を期間二十年以上、利率年六分以下で毎年元利均等に償却するものとして算出した額に修繕費、管理事務費、損第十二条 公営住宅の家賃は、政令で定めるところにより、当該公営住宅の工事費(当該費用のうち国又は都道府県の補助に係る部分を除く。第 て、事業主体が定める。 においては、政令で定めるところにより算出した額を控除するものとする。第十三条第三項において同じ。)を加えたものの月割額を限度とし 助を受け、若しくは通常の条件より有利な条件で土地の譲渡若しくは貸付けを受けた場合又は国から次条第一項の規定による補助を受けた場合 害保険料及び地代に相当する額(地代に相当する額については、土地の取得若しくは使用又は宅地の造成につき国若しくは地方公共団体から補

- 者に対して、家賃を減免することができる。 事業主体は、 前項の規定にかかわらず、収入が著しく低額であることその他特別の事情がある場合において家賃の減免を必要とすると認める
- 3 前二項に規定する家賃に関する事項は、 条例で定めなければならない。

(家賃等の徴収猶予)

第十三条の二 事業主体は、疾病にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、 り、家賃又は敷金の徴収を猶予することができる。 条例で定めるところによ

(収入超過者に対する措置等)

第二十一条の二 公営住宅の入居者は、当該公営住宅に引き続き三年以上入居している場合において公営住宅の種類に応じて政令で定める基準を こえる収入のあるときは、当該公営住宅を明け渡すように努めなければならない。

○・八倍に相当する額以下で入居者の収入に応じて政令で定める額を限度として、 事業主体は、 (家賃が当該月割額をこえている場合においては、当該家賃の額)の第一種公営住宅にあっては○・四倍、 公営住宅の入居者が前項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居しているときは、 条例で定めるところにより、 割増賃料を徴収することができ 第二種公営住宅にあっては 第十三条第三項に規定す

る

3 第十二条第二項及び第十三条の二の規定は、割増賃料について準用する。

○河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)(炒

(準用しない規定)

第五十六条 法第百条第一項の政令で定める規定は、法第六条第五項、第十条第二項から第四項まで、 条第二項第三号及び第四号、第九十七条第二項並びに第九十九条とする。 第十六条の三、第三十二条第四項、第三十五条第一項、第三十六条第二項及び第四項、 第六十二条、 第六十五条の二、 第十四条第二項、 第七十条の二、第七十九

○河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)(炒

(河川区域)

第六条 (略)

2~4 (略)

5 する漁港の区域につき第 河川管理者は、港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号)に規定する港湾区域又は漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)に規定 項第三号の区域の指定又はその変更をしようとするときは、 港湾管理者又は漁港管理者に協議しなければならない。

6 (略)

(二級河川の管理)

第十条 (略)

2 ことが適当であると認めて指定する区間の管理は、前項の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。 二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であつて、当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が当該指定都市の 長が管理する

3 関係都道府県知事の意見をきかなければ」とあるのは、「当該区間の存する指定都市の長の同意を得なければ」と読み替えるものとする。前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定に基づく都道府県知事による区間の指定について準用する。この場合において、同条第三項中

4 第二項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(河川管理施設等の構造の基準)

第十三条 (略)

とされる技術的基準は、政令で定める。 河川管理施設又は第二十六条第一項の許可を受けて設置される工作物のうち、 ダム、 堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要

(河川管理施設の操作規則)

7十四条 (略)

管理者は、 前項 の操作規則を定め、 又は変更しようとするときは、 あらかじめ、 政令で定めるところにより、 関係行政機関の長に協議し、

関係 府県 知 事 関 係市 町 対長若しくは当該 河 ΪÌ 管理 施設 の管 理に要する費用 \mathcal{O} 部 を負担 !する者で政令で定めるも のの 意見をきかなけ

川整備基本方針

第十六条 河川管理者は、その管理する河川につい う。)についての基本となるべき方針に関する事 て、 項(以下「河川整備基本方針」という。)を定めておかなければならない。、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持(次条において いて「 河 Ш \mathcal{O}

2 との調整を図つて、 整備基本方針は、水害発生の状況、 政令で定めるところにより、 水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、 水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。 かつ、 国土形成計画及び環境基 本計 画

3 都道府県知事は、 国土交通大臣は、 河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。 河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括する都道府県に都道府県河川審議会が置

いるときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。

5 河川管理者は、河川整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならな 河川整備基本方針の変更について準用する。

前三項の規定は、 河川整備計画)

6

第十六条の二 、整備計画」という。) を定めておかなければならない。、条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿つて計画 つて計画 的 に 河 川の整備を実施すべき区間に つ て、 当該 河 Ш 0 整備に関する計 画 (以 下

2 は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するた図つて、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者「河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を めに必要な措置を講ずるように特に配慮しなければならない。

3 なければならない。 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合に お 1 て必要が あると認めるときは、 河 荊 に 関し学識経験を有 する者の 意見を聴か

なければならない。 河川管理者は、前項に規定する場合にお いて必要があると認めるときは、 公聴会の 開 催等 関 係 住民 0) 意見を反映させるために必要な措置を講

5 を聴かなければならない。 管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、 あら かじめ、 政令で定めるところにより、 関 係都道府県知 事 又は関係 市 町 村長 への意見

6 管理者は、 河川整備計画を定めたときは、 遅滞 なく、これ を公表しなけ ればならない。

第三項から前項までの規定は、 河川整備計画の変更について準用する。

長の施行する工事等)

7

第十六条の三 市町村長は、 あら かじめ、 河 川管理者と協 第九条第五項及び第十条第二項の規定による場合のほ 議して、 河川工事又は 河川の維持を行うことができる。 か、 だきる。ただし、その実施の目的、河川第九条第一項及び第二項並びに第十条第 的、 二川に及ぼす影響の提案一項の規定にかれる。

2 市町村長は、前項の規定による協議に基づき、河川工事又は河川の維持を行おうとするとき、及び当該河川工事又は河川の維持を完了したと公、市町村長の統括する市町村の人口規模その他の事由により河川管理上適切でないものとして政令で定めるものについては、この限りでない。 国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 代わつてその権限を行うものとする。 市町村長は、第一項の規定による協議に基づき、 河川工事又は河川の維持を行う場合においては、 政令で定めるところにより、 河川管理者に

(流水占用料等の徴収等)

第三十二条(略)

2 · 3 (略)

する。 川の存する都道府県を統括する都道府県知事に通知しなければならない。当該許可について第七十五条の規定による処分をしたときも、 国土交通大臣又は指定都市の長は、第二十三条から第二十五条までの許可をしたときは、 速やかに、当該許可に係る事項を当該許可に係る河

(関係行政機関の長との協議)

第三十五条 国土交通大臣は、水利使用 ばならない。これらの規定による許可に関し第七十五条の規定による処分をしようとするとき、 申請に対する処分をしようとするときは、その処分が政令で定める流水の占用に係るものである場合を除き、関係行政機関の長に協議しなけれ 同意の申請をした場合においてその申請に対する処分をしようとするときも、 う。以下同じ。)に関し、第二十三条、 (流水の占用又は第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をい 第二十四条若しくは第二十六条第一項の許可又は前条第一項の承認の申請があつた場合において、その 同様とする。 又は都道府県知事が第七十九条第二項第四号の

2 (略)

(関係地方公共団体の長の意見の聴取)

第三十六条 (略)

あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。 都道府県知事は、二級河川について、水利使用で政令で定めるものに関し、 第二十三条又は第二十六条第一 項の許可をしようとするときは

3 (略)

4 あらかじめ、 指定都市の長は、二級河川について、 関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。 水利使用で政令で定めるものに関し、第二十三条又は第二十六条第一 項の許可をしようとするときは

5 (略)

(二級河川の管理に要する費用の国の負担)

第六十二条 政令で定めるところにより、二分の一を超えない範囲内でその一部を負担する。 国は、 二級河川の改良工事(第十六条の三第 一項の規定による協議に基づき市町村長が行うものを除く。) に要する費用については、

(市町村長の施行する工事等に要する費用)

第六十五条の二 第十六条の三第一項の規定による協議に基づき市町村長が行う河川工事又は河川の維持に要する費用は、 その一部を負担する。 る市町村の負担とする。この場合において、 国及び都道府県は、当該費用のうち改良工事に要する費用については、政令で定めるところにより 当該市町村長の統括す

- 2 負担する都府県は、その受益の限度において、 前項後段の改良工事により、同 .項後段の費用の一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、 当該都府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる。 当該費用 0
- 3 第六十三条第四項の規定は、 前項の場合について準用する。

ころにより、第一項前段の規定により費用を負担する市町村に対して支出しなければならない。 第一項後段の規定により国及び都道府県が負担すべき費用又は第二項の規定により利益を受ける都府県が負担すべき費用は、 政令で定めると

(特別水利使用者負担金)

第七十条の二 河川管理者は、 事により設置する河川管理施設の管理に要する費用については、当該特別水利使用者が受けることとなると認められる利益の限度において、そ給を確保することをその目的に含むもの(河川の流水を貯留するための河川管理施設の設置を伴うものを除く。)に要する費用及び当該河川工 減することのほか、専用の施設を新設し、又は拡張して流水を占用する者(以下この条において「特別水利使用者」という。)に対する水の1七十条の二(河川管理者は、河川の流水の状況を改善するため二以上の河川を連絡する河川工事で、流水によつて生ずる公害を除却し、又は 者に、その一部を負担させることができる。 又は拡張して流水を占用する者(以下この条において「特別水利使用者」という。)に対する水の供

- 河川に係るものにあつては関係都道府県知事、二級河川に係るものにあつては関係市町村長の意見をきくとともに、当該工事に要する費用及び 『該工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用の負担について特別水利使用者の同意を得なければならない。 河川管理者は、前項の河川工事を施行しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、 関係行政機関の長に協議し、
- 3 大臣が負担させるものにあつては政令で、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の第一項の場合において、負担金の額の算出方法及び負担金の還付に関する事項については、政令で、負担金の徴収方法につ 第一項の河川工事は、関係河川における流水の正常な機能の維持に支障のない範囲内において施行するものとする。 政令で、負担金の徴収方法については、 条例で定める。 国土交通

第七十九条

(国土交通大臣の認可等)

- 意を得、第二号又は第三号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。都道府県知事は、その管理する二級河川について、第一号又は第四号に該当する場合においては、あらかじ あらかじめ 国土交通 大臣に協議してその
- 河川整備基本方針又は河川整備計画を定め、又は変更しようとする場合
- 河川工事で政令で定めるものを行おうとする場合
- 同項の規定による協議に応じようとする場合
- これらの処分に係る第七十五条の処分をしようとする場合 政令で定める水利使用に関し、第二十三条、第二十四条、第第十六条の三第一項の河川工事で政令で定めるものにつき、 第二十六条第一項、 第二十九条若しくは第三十四条第 一項の規定による処分又は

第九十七条(略)

2 若しくは国の機関又は都道府県であるときは国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して、その他の者であるときは都道府県知一第十七条第一項の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が河川管理者に代わつてした処分に不服がある者は、他の工作物の管理者が国 事に対して審査請求をすることができる。 この場合において、 都道府県、 市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者がした処分につい

3 • 4 (略)

ては、異議申立てをすることもできる。

(地方公共団体への委託)

第九十九条 河川管理者は、 事項を関係地方公共団体に委託することができる。 特に必要があると認めるときは、 政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する

(この法律の規定を準用する河川)

定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」第百条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規 とあるのは「市町村」と、 「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 (略

○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令(昭和四十一 (交通管制センター並びに道路の改築及び道路の附 :属物) 年政令第百三号)

第一条 (略)

- 2 法第二条第三項第二号イに規定する道路の改築で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 路の改築のうち、道路構造令 車線を含む。)、中央帯、自転車専用道路、 歩道、自転車道、自転車歩行者道、 (昭 「和四十五年政令第三百二十号)第三十八条第二項の規定により同令の規定による基準によらないことができ専用道路、自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路の設置、路肩の改良又は視距を延長するための道 他の車両の速度よりも遅い速度で進行している車両を分離して通行させることを目的とする車線 (登坂
- 一 交差点又はその付近における道路の改築のうち、 基準によらないことができるもの又は交通島の設置 突角の 切 取 ŋ 車道の拡幅で道路構造令第三十八条第二項の規定により同令の規定による

3 三 (略)

(この政令の趣旨)○道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)(抄

第一条 この政令は、 (道路の区分) 道路を新設し、 又は改築する場合における道路の構造の一 般的技術的基準を定めるものとする。

第三条 道路は、 次の表に定めるところにより、 第一 種から第四種までに区分するものとする。

第四種	第三種	その他の道路
第二種	第一種	高速自動車国道及び自動車専用道路
 都市部	地方部	道路又はその他の道路の別及び自動車専用地域地域地域を持ちます。

2 第二号の表に定めるところにより第一級又は

_			
		高速自動車国道	道路の種類 道路の存計画交通量(単位
	山地部	平 地部	の地形
	第二級	第一級	三0、000以上
	第三級	第二級	三〇、〇〇〇八未満
			二〇、〇〇〇以上
	第四級	第三級	一〇、〇〇〇未満

	1	- (i)		- in		
	地	新二級		第三級		
	山地 部	第三級				
二第二種の道路						
道路の種類道路の	道路の存する地区 大都市の知	大都市の都心部以外の地区		大都市の都心部	部	
高速自動車国道	第一級					
高速自動車国道以外の道路	第一級			第二級		
三第三種の道路						
道路の種類 道路の存	する地域の地形の存 一日につき台)計画交通量(単位	地域の地形 一日につき台 計画交通量(単位 二〇、〇〇〇以上	四、〇〇〇以上	四、〇〇〇未満	五〇〇以上	五〇〇未満
一般国道	平地部	第一級	第二級	第三級		
	地部	第二級	第三級	第四級		
都道府県道	平地部	第二級		第三級		
	地部	第三級		第四級		
市町村道	平 地 部	第二級		第三級	第四級	第五級

Щ 地 部 第 四 級 第五

四 第四種の道路

		□、○○○以上	四、〇〇〇未満	五〇〇未満
道路の種類				
一般国道	第一級		第二級	
都道府県道	第一級	第二級	第三級	
市町村道	第一級	第二級	第三級	第四級

3 Ó 規定による区分は、 当該道路の交通の状況を考慮して なうものとする。

4 下同じ。)以外の自動車が迂回することができる道路があるときは、 他の特別の理由によりやむを得ない場合において、 一級までの道路にあつては、 第三種第一 高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。)は、 級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路 当該道路の近くに小型自動車等(小型自動車その他これに類する小型の自動:1動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。)は、地形の状況、市は第四種第一級から第三級までの道路(第三種第一級から第四級まで又は第四1 小型自動車等 (第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三 市街化の状況そ第四種第一級から 車をいう。 一級 以

5 理由によりやむを得ない場合においては、小型自動車等のみの通行の用に供する車線を他の車線と分離して設けることができる。この場合にお)(第一種、第二種、第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路について、地形の状況、市街化の状況その他の特別のまでの道路にあつては、小型自動車等及び歩行者又は自転車)のみの通行の用に供する道路とすることができる。 るときは、 て、 第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路について小型自動車等のみの通行の用に供する車線を設けようとす 当該車線に係る道路の部分を高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造とするものとする。

6 をいう。以下同じ。)と普通道路 自動車等及び歩行者又は自転車)のみの通行の用に供する道路及び前項に規定する小型自動車等のみの通行の用に供する車線に係る道路 道路は、 (設計車両) 小型道路(第四項に規定する小型自動車等(第三種第一級から第四級まで又は第四種第一 (小型道路以外の道路及び 道路の部分をいう。 以下同じ。)とに区分するものとする。 級から第三級までの道路にあつては、 の部分 小型

第四 事と前・ -と前車軸を有しない被牽引車との結合体であつて、道路の設計にあたつては、第一種、第二種、第三種 つて、被牽引車の一部第三種第一級又は第四 部が自動 種 第一 3車にのせられ、かつ、被牽引車及びその積載物の重量の相:級の普通道路にあつては小型自動車及びセミトレーラ連結! 重量の相当 車 0)

は小型自動車等が安全かつ円滑に通行することができるようにするものとする。部分が自動車によつて支えられるものをいう。以下同じ。)が、その他の普通道 その他の普通道路にあつては小型自動 車及び普通自 動 車 が、 小型道路にあつて

2 道 |路の設計の基礎とする自動車 (以下「設計車両」という。)の種類ごとの諸元は、 それぞれ次の表に掲げる値とする。

	よ る。	後面までの距離をいう。での距離をいう。中心までの距離をいう。中心までの距離をいう。	後輪の車軸の中心から車体の後面までの距離をいう。中心から後輪の車軸の中心までの距離をいう。車体の前面から前輪の車軸の中心までの距離をいう。各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め	から車体の後面までの距離な軸の中心までの距離をいう。の意義は、それぞれ当該各品の意義は、それぞれ当該各品の意義は、それぞれ当該各品の意義は、	体心軸は、のまの、	車軸の中心から車的後輪の車軸の中面から前輪の車輌の車	三 後端オーバハング 後輪の車軸の中心から車二 軸距 前輪の車軸の中心から後輪の車軸の中一 前端オーバハング 車体の前面から前輪の車 この表において、次の各号に掲げる用語の意義
1 1 1	11.11	後軸距 九	1 • 11	三・二	二 五	一六・五	セミトレーラ連結車
<u> </u>	四	六 ・ 五	一 五	→ 三 →	二 五		普通自動車
七	1 • 111	三十	1	∵ ∵	1	六	小型自動車等
六	- -	二.七	〇 · 八	1.1	一·七	四・七	小型自動車
半 最 径 小 回 転	バハング ー	軸距	バ ハ ン グ ー	で呼	幅	みを	設計車両 メートル)

(車線等)

第五条 車道(副道、停車帯その他国土交通省令で定める部分を除く。 種第四級の道路にあつては、この限りでない。 は、 車線により構成されるものとする。 ただし、 第三種第五級又は第四

2 二とする。 以下同じ。) (下同じ。)の欄に掲げる値以下である道路の車線(付加追越車線、道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、 登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。計画交通量が次の表の設計基準交通量(自 (自動車の最大許容交通量をいう。 次項において同じ。)の数は、

区分
地形
設計基準交通量
(単 位
一日につき台)

設計基準交通量とする。 交差点の多い第四種の道路については、この表の設計基準交通量に○・八を乗じた値	を設計基準交通量とする。 交差点の多い第四種の道路	基準交通 点の多い	を設計な	た
九、〇〇〇		第三級		
10,000		第二級		
111,000		第一級	第 四 種	∽
六、〇〇〇	地部			
八、〇〇〇	地部	第四級		
六、000	地部			
人、000	平地部	第三級		
九、〇〇〇	平地部	第二級	第 三 種	-
九、〇〇〇	山地部			
1111,000	平 地部	第四級		
10,000	地部			
1回、000	平地部	第三級		
国、〇〇〇	平地部	第二級	第 一 種	绺
				Τ

3 割合によつて定めるものとする。
の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる一車線あたりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量のの区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる一車線あたりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量のは四以上(交通の状況により必要がある場合を除き、二の倍数)、第二種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は二以上とし、当該道路の前項に規定する道路以外の道路(第二種の道路で対向車線を設けないもの並びに第三種第五級及び第四種第四級の道路を除く。)の車線の数

七、〇〇〇	地部		
九、〇〇〇	平地部	第二級	
11,000	平地部	第一級	第三種
一七、〇〇〇		第二級	
一八、〇〇〇		第一級	第二種
人、000	山地部		
11,000	平地部	第四級	
八、000	山地部		
11,000	平地部	第三級	
九、〇〇〇	山地部		
111, 000	平地部	第二級	
111,000	平地部	第一級	第一種
一車線あたりの設計基準交通量(単位 一日につき台)	地形		区分

三・五	普通道路	普	第三級	
		-	第二級	
三・五			第一級	第 一 種
車線の幅員(単位・メートル)				区分
地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲合においては、同欄に掲げる値に〇・二五メートルを加えた値、第一種第二級るものとする。ただし、第一種第一級若しくは第二級、第三種第二級又は第四登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。)の幅員	他の特別の理由によりやな同欄に掲げる値に〇・二五ただし、第一種第一級若工をだし、第一種第一級若工	状況その他の特別とする。ただし、同欄に場	一 勿 9 ~	さる値とまる値とまる。
交通量とする。 この表の一車線あたりの設計基準交通量に○		六を乗じた値を一車線あたりの設計基準交差点の多い第四種の道路については、	乗 じ た 値 !	・六を差
10,000			第三級	
10,000			第二級	
111, 000			第一級	第 四 種
五、〇〇〇		地部	第四級	
六、〇〇〇		地部		
八、000		地部	第三級	

掲げる値から○・二五メートルを減じた値とすることがで級若しくは第三級の小型道路又は第二種第一級の道路にあ四種第一級の普通道路にあつては、交通の状況により必要員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げ

三・二五	普通道路	第一級	第四種
二・七五		第四級	
二・七五	小型道路		
12	普通道路	第三級	
二・七五	小型道路		
三・二五	普通道路	第二級	
11.	小型道路		
三・五	普通道路	第一級	第三種
111	小型道路		
三・二五	普通道路	第二級	
三二五	小型道路		
三・五	普通道路	第一級	第二種
[11]	小型道路		
三・二五	普通道路	第四級	
三・二五	小型道路		

二・七五	小型道路		
111	普通道路	第二級及び第三級	
二・七五	小型道路		

5 三メートルとすることができる。 かつ、 第五級又は第四種第四 地形の状況その他の 一級の普通道路の車道の幅員は、 特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十一条の二の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、 兀 メートルとするものとする。 ただし、 当該普通道路の計画交通量がきわめて少

(車線の分離等)

第六条 3 2 央帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。 のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、 するものとする。車線の数が四以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。六条 第一種、第二種又は第三種第一級の道路(対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。)の車線は、往復の方向別に分離 の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、 前項前段の規定にかかわらず、車線の数(登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。)が三以下である第一種 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。 次の表の中央帯の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ百メートル以上 同表の中

区分		中央帯の幅員(単位、	メートル)
第一種	第一級	四・五	1
	第二級		
	第三級	[11]	一 五
	第四級		
第二種	第一級	二・二五	一 五

	第二級	一・七五	一 三 五
第三種	第一級	一・七五	_
	第二級		
	第三級		
	第四級		
第四種	第一級	1	
	第二級		
	第三級		
ができる。	より中央帯の幅員を縮小するの幅員は、道路の区分に応じ側帯を設けるものとする。	a道路又は 、次の表	箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することの中央帯に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値とするものとする。ただし、第四項ただ
区分		中央帯に設ける側帯の幅員	幅員(単位 メートル)
第一種	第一級	∀六・○	〇 : 五
	第二級		
	第三級	圧・○	
_	_		

- 41 -

		第三級	
		第二級	
	〇 - 五	第一級	第四種
		第四級	
		第三級	
		第二級	
	〇 : 五	第一級	第三種
〇 - 二 五	〇 · 五		第二種
		第四級	

ものとする。 中央帯のうち 側帯以外の部分 (以 下 「分離帯」という。 には、 さくその他これに類する工作物を設け、 又は側帯に接続して縁石線を設ける

8 同方向の車線の数が一である第一種の道路の当該車線の属する車道には、分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、第十二 第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

9 (副道) 必要に応じ、 付加追越車線を設けるものとする。

する。

0)

数が四以上である第三種又は第四種の道路には、

必要に応じ、

副道を設けるものと

2 副道の幅員は、 四メートルを標準とするものとする。

(路肩)

第七条

車線

(登坂車線)

屈折車線及び変速車線を除く。

第八条 道路には、 2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。(条) 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。 付加追越車線、 登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、 長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別

の理由によりやむを得ない箇所については、 同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

2			立ては、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	三 近の左側の電ける異元の重量(単位	
第一種	第一級及び第二級	普通道路	二 · 五		一 七 五
		小型道路	一 <u>-</u> 五		
	第三級及び第四級	普通道路	一・七五		<u> </u>
		小型道路	_		
第二種		普通道路	一 三 五		
		小型道路			
第三種	第一級	普通道路	一・二五		〇・七五
		小型道路	○・七五		
	第二級から第四級まで	普通道路	〇・七五		〇 五
		小型道路	〇 五		
	第五級		〇 五		
第 四 種			〇 · 五		

3 左側に設ける路肩の幅員は、 前項の規定にかかれらず 道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、車線を往復の方向別に分離する第一種の道路であつて同方向の車線の数が一であるものの当該車線の属する車道の

小することができる。 小することができる。 でを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮・がを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮・普通道路のうち、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりや

	一 - - 五	小型道路	
=	二 五	普通道路	第四級
	一 - 二五	小型道路	
一・七五	二 五	普通道路	第二級及び第三級
幅員(単位 メートル)	車道の左側に設ける路肩の幅員		区分

4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、 道路の区分に応じ、 次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

〇·五	小型道路		
〇・七五	普通道路		第 二 種
〇·五	小型道路		
〇・七五	普通道路	第三級及び第四級	
〇・七五	小型道路		
一・二五	普通道路	第一級及び第二級	第 一 種
車道の右側に設ける路肩の幅員(単位 メートル)			区分

きる。 は○・七五メートルまで、第三種(第五級を 本文に規定する路肩を除く。)の幅員は、第 5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩	第四種	第三種
「級を除く。)の普通道路又は第三種第一級の小型道路、第一種第一級又は第二級の道路にあつては一メート路肩(第三項本文に規定する路肩を除く。)又は小刑	〇· 五	〇·五

- 小型道路にあつては○・五メートルまで縮小することがで • 一メートルまで、第一種第三級又は第四級の道路にあつて又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩(同項 五.
- 6 副道に接続する路肩については、 第二項の表第三種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄中「一・二五」とあり、 及び「〇・七五」
- 7 ・ 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、とあるのは、「〇・五」とし、第二項ただし書の規定は適用しない。 いては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。 又は車道の効用を保つために支障がない場合にお
- 8 第一種又は第二種の道路の車道に接続する路肩には、 側帯を設けるものとする。
- 9 下欄に掲げる値とすることができる。 は〇・二五メートルとする。ただし、 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、 普通道路にあつては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値と、 同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の 小型道路にあつて

公分		路肩に設ける側帯の幅員(単位(メートル)	(単位 メートル)
第一種	第一級	〇・七五	〇 五
	第二級		
	第三級	〇 五	〇・二五
	第四級		
第二種	第一級	〇 五	
	第二級		

- 10 とする。 道 0 主要 (構造部 を保護するため 必 要がある場合に お 1 て は、 歩 道 自 転 車 道又は自 転 車歩行者道に接続して、 路端寄りに路肩を設けるもの
- 11 第四 (停車帯) 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、 |項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。 当 該路肩の幅員につい ては、 第二項の表の 車 道の左側に設ける路肩の 幅員の欄又は

第九条 おいては、 ては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。第四種(第四級を除く。)の道路には、自動車の原 自動車の停車により車 両の安全かつ円滑な通 行が妨げられないようにするため必要がある場合に

2 場合においては、 停車帯の幅員は、二・五メートルとするものとする。 一・五メートルまで縮小することができる。 ただし、 自 動 車の 交通量のうち 大型の自 動 車 . (7) 交通量の占める割合が低いと認められる

(軌道敷)

第九条の二 軌道敷の 幅員 は 軌 道 の単 線又は複線の別に応じ、 次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

単線又は複線の別	軌道敷の幅員(単位 メートル)
単線	[11]
複線	六

(自転車道)

第十条 の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、 自 転 車 道 を道 2路の各側に設けるものとする。 ただし、 地形の 状況その他

- 2 とする。ただし、 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路 安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、 自転車道を道路の各側に設けるもの (前項に規定する道路
- 3 自転車道の幅員は、二メートル以上とするものとする。 トルまで縮小することができる。 Rは、二メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりや.地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 むを得ない場合においては、 Ŧī.
- 5 4 転車道に路上施設を設ける場合においては、 車道の幅員は、 当該道路の自転車の交通の 状況を考慮して定めるものとする。 当該自転車 道の幅員は、 第十二条の 建築限界を勘案して定めるものとする。
- (自転車歩行者道)

第十条の二 自動車の交通量が多い第三種又は第四種 とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 の道路 (自転車道を設ける道路を除く。) には、 自 転 車歩行者道を道 路 の各側に設けるも

2 3 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては四メートル以上、その他の道路にあつては三メートル以上とするものとする。

する。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、 は一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては○・五メートルを加えて同項の規定を適用するものと る幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつて 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下 「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定す

自転車歩行者道の幅員は、 当該道 路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(州道)

りでない。

(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。第十一条 第四種(第四級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第三種(第五級を除く。)の道路 ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限り、第三種又は第四種第四級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため

てたり

歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。

ンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、そ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 の他の場合にあつては○・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベ 第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、

歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第十一条の二 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留によ を設けるものとする。 ヘ歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、 主として歩行者の滞留の用に供する部分

(積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員)

第十一条の三 積雪地域に存する道路の中央帯、 路肩、 自転車歩行者道及び歩道の幅員は、 除雪を勘案して定めるものとする。

(植樹帯)

第十一条の四 第四 種 第 級及び第二級 の道路には、 植樹帯を設けるものとし、 その他の道路には、 必要に応じ、 植樹帯を設けるものとする。

植樹帯の幅員は、一・五メートルを標準とするものとする。し、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合に おいては、この限りでない。

- 3 2
- わらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。 は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、 沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又 前項の規定にかか
- 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間
- 植樹帯の植栽に当たつては、 L樹帯の植栽に当たつては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行う相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間 樹木の配置等を適切に行うものとする。

(建築限界)

第十二条 建築限界は、車道にあつては第一図、 ところによるものとする。 歩道及び自転車道又は自転車歩行者道 (以 下 「自転車道等」という。)にあつては第二図に示す

第一図

この図において、H、a、b、c、	中道	路の車道の橋若しくは高架の道路以外の道とネル又は長さ五十メートル以上歩道又は自転車道等を有しないト	車道に接続して路肩を設ける道路の車道	(-)
d及びeは、それぞれ次の値を表すものとする。	は ・ 025メートル ・ 0(8025メートル) ・ 車が	の橋若しくは高架の道路の車道ンネル又は長さ五十メートル以上歩道又は自転車道等を有しないト	車道(三に示す部分を除く。)	
ものとする。	0.25メ-トル bI 0.25メ-トル 車道) 単近(正に方で音夕を除く	つ宜道 (三)こら道に接続して路	(<u>)</u>
	り り の25×ナルン 今郷中又 今郷中又 (本) (本)	2音ク	5部分 東道のうち分離帯又は交通島に係	(三)

第三種 第二種 第 区 Η c 及び d 分 にあつては〇・二メートル じた値とし、 該道路の近くに大型の自動車が迂回することができる道路があるときは、三メートル)まで縮小することができる。 種 普通道路にあつてはH(三・八メートル未満の場合においては、三・八メートルとする。)から三・八メートルを減じた値、 普通道路にあつては車道に接続する路肩の幅員(路上施設を設ける路肩にあつては路肩の幅員から路上施設を設けるのに必要な値を減 普通道路にあつては四・五メートル、小型道路にあつては三メートル。 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、四メートル(大型の自動車の交通量が極めて少なく、かつ、当1通道路にあつては四・五メートル、小型道路にあつては三メートル。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の普通道路にあつて は〇・二五メートル、 分離帯に係るものにあつては、 当該値が一メートルを超える場合においては一メートルとする。)、 第二 第三級及び第四 第 dは〇・五メートル 級 級 級 道路の区分に応じ、それぞれ次の表のcの欄及びdの欄に掲げる値、 小型道 普通道路 普通道路 普通道路 小型道路 小 小型道路 一型道路 通道 路 路 小型道路にあつては○・五メートル c単 位 メ 〇 <u>:</u> 五 1 〇· 三 五 \bigcirc 〇 : 五 五 \circ ル 五 五. d 交通島に係るものにあつて 単 位 メ ر ا \circ ル 小型道路 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 七五 七五. 五 五. 五. 五. 五

第四 種 \circ 五.

第二図

e

車

道に接続する路肩の幅員

(路上施設を設ける路肩にあつては、

路肩の幅員から路上施設を設けるのに必要な値を減じた値)

路上施設を設けない歩道及び自転車道等 路上施設を設ける歩道及び自転車道等 路上施設

(設計速度)

の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第十三条 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路 することができる。 ては、高速自動車国道である第一種第四級の道路を除き、同表の設計速度の欄の下欄に掲げる値と道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の上欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他

五〇	六〇	第四級	
六〇	八〇	第三級	
八〇	100	第二級	
100	1110	第一級	第一種
時間につきキロメートル)	設計速度(単位 一時間		区分

	四〇、三〇又は二〇	第四級	
110	五〇、四〇又は三〇	第三級	
1110	六〇、五〇又は四〇	第二級	
五〇又は四位	六〇	第一級	第四種
	四〇、三〇又は二〇	第五級	
1	五〇、四〇又は三〇	第四級	
1110	六〇、五〇又は四〇	第三級	
五〇又は四位	六〇	第二級	
六	八〇	第一級	第三種
五〇又は四	六〇	第二級	
六	八〇	第一級	第二種

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

2 (車道の屈曲部) 副道の設計速度は、 時間につき、 四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートルとする。

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

第十四条 区間をいう。 車道の屈曲部は、 以下同じ。) 又は第三十一条の二の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。 曲線形とするものとする。ただし、 緩和区間 (車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一 定の

(曲線半径)

第十五条 当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の十五条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分 むを得ない箇所については、 同表の曲線半径の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。 次の表の曲線半径の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、 (以下「車 道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径 地形の状況その他の特別の理由によりや (以下「曲線半径」という。) は、

**部こは、曲湶半圣がきわ	車首 こ妾売する烙 の曲線	第十六条 車道、中夬帯(分雛帯を涂く。)及び車道こ妾売する路肩の曲象部こは、(曲線部の片勾配)
	一五	110
	1110	1110
五〇	六〇	四〇
八〇	100	五〇
1110	一五〇	六〇
11110	二八〇	八〇
三八〇	〇汁固	100
五七〇	017	1110
(2)	曲線半径(単位 メートル)	設計速度(単位 一時間につきキロメートル)

道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を附さないことができる。ただし、第四種のる値(第三種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、六パーセント)以下で適切な値の片勾配を附するものとする。ただし、第四種の当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げ第十六条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径がきわめて大きい場合を除き、当該道路の区分及び

び第三 第一

種、 種

第二種及

積雪寒冷地域

がはなは、

だのし度

区分

道路の存する地域

最大片勾配

単 位

パー

セント)

六

	52	
-	32	-

六			第四種
10		その他の地域	
八	その他の地域		

るものとする。ただし、第二種及び第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りで第十七条(車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線(車線を有しない道路にあつては、車道)を適切に拡幅す (曲線部の車線等の拡幅)

(緩和区間)

ない。

第十八条 車道の屈曲部には、 緩和区間を設けるものとする。ただし、第四種の道路の車道の屈曲部にあつては、 地形の状況その他の 特別の理由

3 2 - 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値(前項の規定によるすりつけに必要な長さが- 車道の曲線部において片勾配を附し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 る場合においては、当該すりつけに必要な長さ)以上とするものとする。 (前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値をこえ

四〇	五〇
五〇	六〇
七〇	八〇
八五	100
100	1110
緩和区間の長さ(単位 メートル)	設計速度(単位 一時間につきキロメートル)

2 (縦断勾配) された区間を設けるものとする。 された区間を設けるものとする。 車線の数が二である道路(対向車線を設けない道路を除く。) においては、必要に応じ、 自動車が追越しを行なうのに十分な見とおしの確保

 $\frac{\vec{}}{\vec{}}$ \equiv 四〇 三 五

第 (視距等) $\frac{-}{\bigcirc}$ 三五.

第十九条 視距は、	当該道路の設計速度に応じ、	視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。
設計速度(単位	一時間につきキロメートル)	視距(単位 メートル)
	1110	
	100	一大〇
	八〇	110
	OX	七五
	五〇	五五
		国〇
	0 11	0111
		011

第一 区分 種、 第二種及び第三種 普通道路 小型道路 設計速度 (単位 時間につきキロ メ トル) $\overline{}$ -<u>-</u> $\frac{-}{\bigcirc}$ \equiv 六〇 八〇 四〇 五. 六〇 八〇 五〇 縦 断勾 配 単位 パーセント) 三 九 八 七 兀 八 七 六 Ŧī. 兀 九 \bigcirc 六 五. 九 五. 七 六

地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第二十条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、 同表の縦断勾配の欄の下欄に掲げる値以下とすることができる。次の表の縦断勾配の欄の上欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、

以上であるものにあつては、三パーセント)を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。第二十一条「普通道路の縦断勾配が五パーセント(高速自動車国道及び高速自動車国道以外の普通道路で設計速度が一時間につき百キロメートル(登坂車線)

第四種 普通道路 小型道路 $\frac{-}{\bigcirc}$ \equiv $\frac{-}{\bigcirc}$ \equiv $\frac{-}{\bigcirc}$ \equiv 四〇 四〇 四〇 五. 六〇 五〇 六〇 \bigcirc \bigcirc 八 九 八 七 六 五. 九 \bigcirc 九 八 七

四五〇	凸形曲線	田〇
七00	凹形曲線	
八〇〇	凸形曲線	五〇
1,000	凹形曲線	
1,500	凸形曲線	六〇
11, 000	凹形曲線	
111, 000	凸形曲線	八〇
111, 000	凹形曲線	
六、五〇〇	凸形曲線	100
国、000	凹形曲線	
11,000	凸形曲線	1110
縦断曲線の半径(単位 メートル)	縦断曲線の曲線形	設計速度(単位 一時間につきキロメートル)

	110
二五	1110
三五	四〇
Ш ()	五〇
五〇	六〇
七〇	八〇
八五	100
100	1110
縦断曲線の長さ(単位 メートル)	設計速度(単位 一時間につきキロメートル) 縦断曲線
表の下欄に掲げる値以上とするものとする。	

二〇四形曲線 三〇凸形曲線 凹形曲線 凹形曲線 凹形曲線 五〇 五〇 五〇 $\stackrel{-}{\circ}$ $\stackrel{-}{\circ}$

第二十三条 少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。 車道、 中央帯 (分離帯を除く。 車道に接続する 路 肩 自転車道等及び歩道 は、 舗 装するものとする。 ただし、 交通量がきわめて

2 する。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。 象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして国土交通省令で定める基準に適合する構造とするものと 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を四十九 キロ ニュートンとし、 計画交通量、 自動 車 \mathcal{O} 重 量、 路床の状態、 気

3 おいては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、 構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、 第四種の道路 (トンネルを除く。)の舗装は、 当該道路の存する地域、 かつ、 道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、 沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合に この限りでない。 道路

(横断勾配)

第二十四条 車道、 げる値を標準として横断勾配を付するものとする。 中央帯 (分離帯を除く。) 及び車道に接続する路肩には、 片勾配を付する場合を除き、 路面の種類に応じ、 次の表の下欄に掲

三以上五以下	その他
二以下	前条第二項に規定する基準に適合する舗装道
横断勾配(単位 パーセント)	路面の種類

(合成勾配)

第二十五条 合成勾配 他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、 掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が一時間につき三十キロメートル又は二十キロメートルの道路にあつては、 (縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。) は、 十二・五パーセント以下とすることができる。 当該道路の設計速度に応じ、 地形の状況その 次の表の下欄に

10	1110
合成勾配(単位 パーセント)	設計速度(単位 一時間につきキロメートル)

	110
	1110
	四〇
一 五 五	五〇
	六〇
一〇· 五	八〇
	100

2 積雪寒冷の 度がはなはだしい 地域に存する道路にあつては、 合 I成勾配は は、 八パーセント以下とするものとする。

第 一十六条 道路には、 排水のため必要がある場合にお いては、 側 溝; 街渠、 集水ますその他 の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続 同一箇所において同一平面で五以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、第二十七条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一 かつ、 適当な見とおしができる構造とするものとする。 屈折車線、 変速車線若しくは交通島を設け、 又は隅ぐう角部 を切り 取

3 で縮小することができる。 つては三メートルまで、第四種第二級又は第三級の普通道路にあつては二・七五メートルまで、 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線(屈折車線及び変速車線を除く。 第四種の小型道路にあつては二・五メートルま)の幅員は、 第四種第一級の普通道路にあ

屈折車線及び変速車線の幅員は、 普通道路にあつては三メートル、 小型道路にあつては二・五メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、 当該道路の設計速度に応じ、 適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第二十八条 車線 限りでない。 は、立体交差とするものとする。 (登坂車線、 屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である普通道路が相互に交差する場合においては、 ただし、 交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この 当該交差の方式

- 2 当該交差の方式は、立体交差とするものとする。 (屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合において
- 3 連結路については、第五条から第八条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路 第十八条から第二十条まで、 (以下「連結路」という。) 第二十二条及び第二十 を設けるものとする。

(鉄道等との平面交差)

五条の規定は、適用しない。

第二十九条 道路が鉄道又は軌道法 (大正十年法律第七十六号) その交差する道路は次に定める構造とするものとする。 による新設軌道 (以下「鉄道等」という。) と同 一平面で交差する場合において

交差角は、四十五度以上とすること。

すること。ただし、自動車の交通量がきわめて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限り、踏切道の両側からそれぞれ三十メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、二・五パーセント以下と

三 見とおし区間の長さ(線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、 二メートルの高さにおいて見とおすことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。)は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度 等の運転回数がきわめて少ない箇所については、この限りでない。 に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮しや断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道 軌道の外方車道の中心線上五メートルの地点における一・

11110	八〇以上
	八〇未満
00 1	七〇以上
	七〇未満
一六〇	五〇以上
110	五〇未満
見とおし区間の長さ(単位 メートル)	踏切道における鉄道等の車両の最高速度(単位 一時間につきキロメートル)

	三五〇	一一〇以上
1		一一〇未満
	11:100	一〇〇以上
1		一〇〇未満
-	二六〇	九〇以上
1		九〇未満
_		

(待避所)

第三十条 第三種第五級の道路には、 この限りでない。 次に定めるところにより、 待避所を設けるものとする。 ただし、 交通に及ぼす支障が少ない道路については

待避所相互間の距離は、三百メートル以内とすること。

二 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見とおすことができること。

待避所の長さは、二十メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、五メートル以上とすること。

第三十一条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、 (交通安全施設) 横断歩道橋等、 照明施設、 視線誘導標、

緊急連絡施設その他これらに

(凸部、狭窄部等)

類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

第三十一条の二 第四種第四級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自 部を設けるものとする。 転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、 車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、 又は車道に狭窄部若しくは屈曲

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第三十一条の三 自転車道、 ものとする。 自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、 必要に応じ、 交通島を設ける

(自動車駐車場等)

停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。 安全かつ円滑な交通を確保し、 又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、 自 動 車 **叶駐車場、** 自 転 軍駐車 一場、 乗合自 1動車

(防雪施設その他の防護施設)

- 第三十三条(なだれ、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、 土交通省令で定めるものを設けるものとする。 雪覆工、 流雪溝、 融雪施設その他これらに類する施設で国
- 2 前項に規定する場合を除くほか、落石、 擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。 崩壊、 波浪等により交通に支障を及ぼし、 又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には さ

(トンネル)

- 第三十四条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、 適当な換気施設を設けるものとする。 当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、
- 2 ものとする。 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、 当該道路の設計速度等を勘案して、 適当な照明施設を設ける

3 施設その他の非常用施設を設けるものとする。 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、 必要に応じ、 通報施設、

(橋、高架の道路等)

- 第三十五条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。 高架
- の道路その他これらに類する構造の普通道路における大型の自動車の交通の状況を勘案して、安全な交通を確保することができる構造とな橋、高架の道路その他これらに類する構造の普通道路は、その設計に用いる設計自動車荷重を二百四十五キロニュートンとし、当該橋、 のとする。 安全な交通を確保することができる構造とするも
- 3 その他これらに類する構造の小型道路における小型自動車等の交通の状況を勘案して、安全な交通を確保することができる構造とするものとす 橋、高架の道路その他これらに類する構造の小型道路は、その設計に用いる設計自動車荷重を三十キロニュートンとし、当該橋、 高架の道路
- 4 、附帯工事等の特例 前三項に規定するもののほか、 橋、 高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項は、 国土交通省令で定める。
- 第三十六条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に 三十三条を除く。)による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 関する工事を施行する場合において、第四条から前条までの規定(第八条、第十三条、第十四条、 (区分が変更される道路の特例 第二十四条、第二十六条、第三十一条及び第
- |該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、 一般国道の区域を変更し、 当該変更に係る部分を都道府県道若しくは市町村道とする計画がある場合又は都道府県道の区域を変更し、 当該部分を当該他の道路とすることにより第三条第二項の規定による区分が変

消火

第十六条、第十七条、第十八条第一項、 項及び第十一項、第九条第一項、第十条の二第三項、 更されることとなるときは、 規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。 同条第四項及び第五項、 第二十条、 第二十二条第二項、 第十一条第一項、 第四条、 第五条、 第二十三条第三項、 第二項及び第四項、 第六条第一 項、第四項及び第六項、 第二十七条第三項、 第十一条の四第一項、 第八条第二項から第六項まで、 第三十条並びに第三十一条の二 第十二条、第十三条第一項、

(小区間改築の場合の特例

第三十八条 これに隣接する他の区間の道路の構造が、第五条、 五条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、 による基準によらないことができる。 一項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合 第十一条の四第二項及び第三項、 第六条第四項から第六項まで、第七条、 第十五条から第二十二条まで、 (次項に規定する改築を行う場合を除く。) にお 第九条、 第九条の二、第十条第三項、 第二十三条第三項並びに第二十 これらの規定 第十条の二第

項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 六条第四項から第六項まで、第七条、第八条第二項、第九条、 (自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路) 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、 第十一条の四第二項及び第三項、 第十九条第一項、第二十一条第二項、第二十三条第三項、 第九条の二、第十条第三項、第十条の二第二項及び第三項、第十一条第三項及び 次条第一項及び第二項並びに第四十条第一 当該道路の状況等からみて第五条、

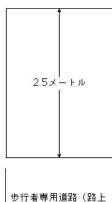
第三十九条 自転車専用道路の幅員は三メートル以上とし、 用道路にあつては、 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二・五メートルまで縮小することができる。 自転車歩行者専用道路 の幅員は四メートル以上とするものとする。

- 2 分を設けるものとする。 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、 その各側に、 当該道路の部分として、 幅員○・五 メートル以上の側方余裕を確保するため Ó
- 3 項の建築限界を勘案して定めるものとする。 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に .路上施設を設ける場合におい 7 は、 該自 転 車 専 用 道路又は自 転車 步行 者専用道路の 幅 員 は 次
- 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の建築限界は、 次 の図に示すところによるものとする。

2.5メートル 自転車専用道路又は自 転車歩行者専 用 道 路 (路上施設を設けるの に必要な部分を除く。)

行者専用道路

3 2 第四十条 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、次項の建築限界1十条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、二メー >行者専用道路の建築限界は、 次の図に示すところによるものとする。 次項の建築限界を勘案して定めるものとする。 トル以上とするものとする。



施設を設けるのに必要 な部分を除く。)

河 ΪÜ 管理施設等構造令 (昭和五十一年政令第百九十九号)

(この政令の趣旨) 第一章 総則

という。)のうち、 一条この政令は、 (用語の定義) ダム、 河川管理施設又は河川法 堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものとする。 (以下「法」という。)第二十六条第一項の許可を受けて設置される工作物(以下

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

直上流部におけるものをいう。 常時満水位 ダムの新築又は改築に関する計画において非洪水時にダムによつて貯留することとした流水の最高の 水位でダムの 非越 流 部 0

サーチャージ水位 ダムの新築又は改築に関する計画に お いて洪水時にダムによつて一時的に貯留することとした流 水の最高の水位でダム

る洪水の流量、当該地点において発生した最大の洪水の流量又は当該ダムに係る流域と水象若しくは気象が類似する流域のそれぞれにおいて設計洪水位(ダムの新築又は改築に関する計画において、ダムの直上流の地点において二百年につき一回の割合で発生するものと予想されの非越流部の直上流部におけるものをいう。 るものとした場合におけるダムの非越流部の直上流部における最高の水位 か大きい流量(フィルダムにあつては、当該流量の一・二倍の流量。 発生した最大の洪水に係る水象若しくは気象の観測の結果に照らして当該地点に発生するおそれがあると認められる洪水の流量のうちいずれ .効果を考慮して得られる値を減じた水位)をいう。 以下 「ダム設計洪水流量」という。)の流水がダムの洪水吐きを流下す (貯水池の貯留効果が大きいダムにあつては、 当該水位から当該貯

計画高水流量 の気象、 地 河川整備基本方針に従つて、 地質、 開発の状況等を総合的に考慮して、 過去の主要な洪水及びこれらによる災害の発生の状況並 河川管理者が定めた高水流量をいう。 びに流域及び災害の発生を防 止すべ き

Ŧī. 断 形 計画高 水流量の 流 水を流下させ、 背水又は計画高潮位の高潮が河川外に流出することを防止し、 高規格堤防設計 水位以 下の

水

ĴΪ 流 の横断形で、河川整備基本方針に従つて、 水の作用に対して耐えるようにし、 河川を適正に利用さ 河川管理者が定めたものをいう。 せ、 流水の正常な機能 を 維 持 Ļ Ű 河 ĴΪ 環境の 整備と保全をするために必要

流下断 水位 位 流水の流下に有効な河川の横断面をいう。

七 位をいう。 計画高-河川整備基本方針に従つて、 計画高水流量及び 計 i 画横断 形に基づいて、 又は 流 水の 貯 留 を考慮して、 河 Ш 管理者が 定めた高

八 水象及び気象並びに災害の発生を防止すべき地域の開発の状況等を総合的に考慮して、計画高潮位 河川整備基本方針に従つて、過去の主要な高潮及びこれらによる災害の 過去の主要な高潮及びこれらによる災害の 河川管理者が定めた高潮位をいう。 発 生の状況、 当該 河 Ш 及び当該 河 Ш が 流入する海 域の

高潮区間 計画高潮位が計画高水位より高い河川の区間をいう。

象又は気象の観測の結果に照らして当該区間の流域に発生するおそれがあると認められる洪水及び高潮が生ずるものとした場合における当該 '防設置区間」という。) の流域又は当該流域と水象若しくは気象が類似する流域のそれぞれにおいて発生した最大の洪水及び高潮に係る水高規格堤防設計水位 高規格堤防を設置すべきものとして河川整備基本方針に定められた河川の区間(第四十六条第二項において「高規格 間の河道内の最高の水位をいう。

第二章 ダム

用の範囲)

第三条 ダムについ 7 適 用

基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル未満の、土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム、 この章の規定は、次に掲げるダム以外のダムにつ

五メートル未満のダム

(構造の原則)

第四条

(これと堤体との

接合部を含む。

以下同

は、

必要な水密性を有

し、

及び予想される荷

重に対し必

要な強度

3

4

を有するものとするものとする。 ダムの堤体及び基礎地盤

2 コンクリートダムの堤体は、予想される荷重によつて滑動し、 又は転倒しない構造とするものとする。

、ムの基礎地盤は、予想される荷重によつて滑動 の基礎地盤は、予想される荷重によつて滑動し、滑り破壊又は浸透破壊が生じないものとするものとする。ルダムの堤体は、予想される荷重によつて滑り破壊又は浸透破壊が生じない構造とするものとする。

5 フィルダムの堤体には、 放流設備その他の水路構造物を設けてはならない。

体の 非越流部の高さ)

第五 条 以 Ę フィ ムの堤体の非越流部の高さは、 ル 、ダムにあつては同欄に掲げる値のうち最も大きい値に一メートルを加えた値以上とするものとする。 洪水吐きゲー トの 有無に応じ、 コンクリートダムにあつては次の表の下欄に 掲 げる値のうち最も大きい

体の非

:越流部の高さ

位

メ

ートル)

項

区

分

備える		_		
の表において、Hn、hw、he、Hs	洪水吐きゲートを有しないダム	洪水吐きゲートを有するダム Ha +		
この表において、Hn、hw、he、Hs 及び Hd は、それぞれ次の数値を表すものとする。考	Hn + hw + he (hw + he <2のときは、Hn +2) 洪水吐きゲートを有しないダム Hs + hw + (he /2) (hw + (he /2) く2のときは、Hs +2) Hd + hw (hw <1のときは、Hd +1)	Hn + hw + he +0.5 (hw + he <1.5のときは、Hn +2) Hs + hw + (he <2) +0.5 (hw + (he <2) <1.5のときは、Hs +2) Hd + hw +0.5 (hw <0.5のときは、Hd +1)		

Hn 常時満水位 単位 メートル)

hw 風による波浪の貯水池の水面からの高さ(単位 メートル)

he 地震による波浪の貯水池の水面からの高さ(単位 メートル)

Hsサーチャージ水位 (単 位 メートル)

設計洪水位(単位

メートル)

2 $H_{0}+1$ 」と、「 $h_{0}+h_{0}+h_{0}=h_{0}$ ($h_{0}+h_{0}+h_{0}=h_{0}$) $h_{0}+h_{0}=h_{0}$ ($h_{0}+h_{0}+h_{0}=h_{0}$) $h_{0}+h_{0}=h_{0}$ $h_{0}+h_{0}=h_{0}$ ものに関する前項の規定の適用については、 洪水吐きゲートを有しないフィルダムで、 同項の表二の項の下欄中、「hw + he <2のときは、Hn +2」とあるのは「hw + he <1のときは、ダム設計洪水流量の流水が洪水吐きを流下する場合における越流水深が二・五メートル以下である

(堤体等に作用する荷重の種類)

第六条 ダムの堤体及び基礎地盤に作用する荷重としては、 ダムの種類及び貯水池の水位に応じ、 次の表に掲げるものを採用するものとする。

_		貯
以下である場合が常時満水位以下又はサーチャージ水位	ダムの非越流部の直上流部における水位	水池の水位 ダムの種類
	W′ P′ Pe′ I′ Pd′ U	重力式コンクリートダム
	W' P' Pe' I' Pd' U' T	アーチ式コンクリートダム
	W′ P′ I′ Pp	フィルダム

Pp T Pd \Box Pe 備考 Р 8 この ダムの が 地震時におけるダムの堤体の慣性力 ダムの堤体の自重 間げき圧(ダムの堤体の内部及びダムの基礎地盤の浸透水による水圧)の力 貯水池内に堆積する泥土による力 貯留水による静水圧の力 地震時における貯留水による動水圧 貯留水による揚圧力 設計 表におい 洪水位である場合 非 越流部 て、 Ą 0 直 Þ 上 流 部 に お Pdける水位 ď 一の力 Pр 及び T Ķ Þ は、 Pe´ それぞれ次の荷重を表すものとする。 C Ķ Þ Pe′ Ų \vdash Þ Pp

(水吐き)

第七条 ダムには、 洪水吐きを設けるものとする。

ダムの堤体の内部の温度の変化によつて生ずる力

2 洪水吐き(減勢工を除く。)は、ダム設計洪水流量以下の流水を安全に流下させることができる構造とするものとする。

3 洪水吐きは、ダムの堤体及び基礎地盤並びに貯水池に支障を及ぼさない構造とするものとする。

、越流型洪水吐きの越流部の幅)

第八条 において同じ。)」とあり、並びに同条及び第三十九条中「径間長」とあるのは、「越流部の幅当該ダムの洪水吐きについて準用する。この場合において、第三十八条第一項中「径間長(隣り・ 」という。)を含む。)の高さが当該ダムの設計洪水位以上非越流部の高さ以下である場合においては、第三十八条及び第三十九条の規定は、 割されているときは、分割されたそれぞれの越流部の幅をいう。 越流型洪水吐きを有するダムの上流における堤防 (計画横断形が定められている場合には、)」と読み替えるものとする。 (隣り合う堰柱の中心線間の距離をいう。以下この章 (洪水吐きの越流部が門 当該計画横断形に係る堤防 柱、 橋脚等によつて分 (以下「計画堤防

(減勢工)

第九条 ダムの堤体又は下流の河床、 いては、洪水吐きに適当な減勢工を設けるものとする。 河岸若しくは河川管理施設を保護するため、 洪水吐きを流下する流水の水勢を緩和する必要がある場合にお

ト等の構造の原則

第十条 とする。 ダムのゲート (バルブを含む。 以下この章において同じ。 は、 確実に開閉 カゝ つ、 必要な水密性及び耐久性を有する構造とするもの

3 2 ダムのゲートは、予想される荷重に対して安全な構造とするものとする。 ダムのゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

4 ゲートを有する洪水吐きには、必要に応じ、予備のゲート又はこれに代わる設備を設けるものとする。

十一条 ダムのゲートに作用する(ゲートに作用する荷重の種類)

第十一条 ダムのゲートに作用する荷重としては、ゲートの自重、 における力、地震時におけるゲートの慣性力、地震時における貯留水による動水圧の力及びゲートの開閉によつて生ずる力を採用するものとす 貯留水による静水圧の力、貯水池内に堆積する泥土による力、貯留水の氷結時

(荷重等の計算方法)

第十二条 第六条及び前条に規定する荷重の計算その他ダムの構造計算に関し必要な技術的基準は、 国土交通省令で定める。

(計測装置)

第十三条 ダムには、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、 同表の下欄に掲げる事項を計測するための装置を設けるものとする。

=	Ē.			_		項	
j j	フ イ レ ズ ム	一 アーチ式コンクリートダム		重力式コンクリートダム		ダムの種類	
その他のもの	ダムの堤体がおおむね均一の材料によるもの	7.1.1 1.4.2 2	フリートズム] 	リ 		区
		三十以上	三十未満	五十以上	五十未満	基礎地盤から堤頂までの高さ(単位 メートル)	分
漏水量変形	漏水量 変形 浸潤線	漏水量 変形 揚圧力	漏水量 変形	漏水量 変形 揚圧力	漏水量 揚圧力	言が重立	十則事頁

2 要と認められる事項を計測するための装置を設けるものとする。 基礎地盤から堤頂までの高さが百メートル以上のダム又は特殊な設計によるダムには、 前項に規定するもののほか、 当該ダムの管理上特に必

(放流設備)

第十四条 ダムには、 河川の流水の正 常な機能を維持するために必要な放流設備を設けるものとする。

(地滑り防止工及び漏水防止工)

第十五条 防止するため必要がある場合におい 貯水池内若しくは貯水池に近接する土地におけるダムの設置若しくは流水の ては、 適当な地滑り防止工又は漏水防止工を設けるものとする。 貯留に起因する地 滑りを防止し、 又は貯水池からの漏水を

(貯水池に沿つて設置する樹林帯)

第十六条 貯水池に沿つて設置する樹林 配 [慮された構造とするものとする。 帯は、 国土交通省令で定めるところにより、 貯留水の汚濁又は貯水池 への土砂 0 流 入の防止につ

第三章 堤防

(適用の範囲)

第十七条 この章の規定は、 流水が河川外に流出することを防止するために設ける堤防及び霞堤について適用する。

(構造の原則)

第十八条 堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、 常の作用に対して安全な構造とするものとする。 計 画 高水位 (高潮区間にあつては、 計画高潮位) 以下の水位の流水の 通

3 2 重によつて滑り破壊、浸透破壊又は液状化破壊が生じないものとするものとする。 水制その他これらに類する施設と一体として、 高規格堤防にあつては、前項の規定によるほか、高規格堤防特別区域内の土地が通常の利用に供されても、 高規格堤防は、予想される荷重によつて洗掘破壊、 高規格堤防設計水位以下の水位の流水の作用に対して耐えることができるものとするものとする。 滑り破壊又は浸透破壊が生じない構造とするものとし、 かつ、 高規格堤防及びその地盤が、 その地盤は、 予想される荷

(材質及び構造)

第十九条 堤防は、盛土により築造するものとする。 を得ないと認められる場合においては、その全部若しくは主要な部分がコンクリート、 し、又はコンクリート構造若しくはこれに準ずる構造の胸壁を有するものとすることができる。 ただし、 高規格堤防以外の堤防にあつては、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむ 鋼矢板若しくはこれらに準ずるも のによる構造のも

、 高 さ)

第二十条 堤防 状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、 値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土地の地盤高 ・画高水流量を定めない湖沼の堤防を除く。)の高さは、 この限りでない。 (以下「堤内地盤高」という。 計画高水流量に応じ、 計画高水位に次の表の下欄に掲げる値を加えた が計画高水位より高く、 かつ、 地形の

	項
二〇〇未満	計画高水流量(単位 一秒間につき立方メートル)
O·六	計画高水位に加える値(単位 メートル)

—	佰] 第 4 3 2 [Ŧ.		=	_
	項	ト等を二(て 潮ルに除十天胸必計区前	六	五.	四	三	
五〇〇未満	計画高水流量(単位 一秒間につき立方メートル)	以上とすることができる。 以上とすることができる。 以上とすることができる。 以上とすることができる。 以上とすることができる。 以上とすることができる。 以上とすることができる。	一〇、〇〇〇以上	一○、○○○未満 五、○○○以上	五、〇〇〇未満二、〇〇〇以上	二、〇〇〇未満五〇〇以上	五〇〇未満
=		では、計画高水流量が一秒間につき五百立方メートル以上である場合においても、三メールの影響を考慮して必要と認められる値を加えた値を下回らないものとするものとする。 計画高水位(高潮区間にあつては、計画高潮位。次項において同じ。)に波浪の影響を考慮しまる。 計画高水位(高潮区間にあつては、計画高潮位。次項において同じ。)に波浪の影響を考慮しまる。 計画高水位以上とするものとする。		一・五			O.,

ĺ	_	項 第 2 第 2 第二、第二、2 1 2 3 3 3 3 3 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4	五		三	<u> </u>
	計画高水位以下である場合	(同様の) (では、場所の) (では、場所の) (では、) (では、	一〇、〇〇〇以上		五、〇〇〇未満	二、〇〇〇未満五〇〇以上
河道内の水位に応じ、次の表に掲げるものを採用するものとする。によつて覆うものとする。のとする。。か項において同じ。)の法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差を除く。次項において同じ。)の法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差	次項において同じ。次の表でである。	いに背後地の状況を考	七	六	五	

- I 地震時における高規格堤防及びその地盤の慣性力
- Pp 間げき圧(高規格堤防及びその地盤の内部の浸透水による水圧)の力
- 越流水によるせん断力

(荷重等の計算方法)

第二十二条の三 前条に規定する荷重の計算その他高規格堤防の構造計算に関し必要な技術的基準は、 国土交通省令で定める。

(/ / 段)

- 第二十三条 堤防の安定を図るため必要がある場合においては、 その中腹に小段を設けるものとする
- 2 堤防の小段の幅は、三メートル以上とするものとする。

(側帯)

(護岸)

国土交通省令で定めるところにより、 二十四条 堤防の安定を図るため必要がある場合又は非常用の土砂等を備蓄し、若しくは環境を保全するため特に必要がある場合においては、 堤防の裏側の脚部に側帯を設けるものとする。

(言声)

(水制)

- 第二十五条 流水の作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、 堤防の表法面又は表小段に護岸を設けるものとする。
- 第二十六条 けるものとする。 流水の作用から堤防を保護するため、 流水の方向を規制 Ĺ 又は水勢を緩和する必要がある場合においては、 適当な箇所に水制を設

(堤防に沿つて設置する樹林帯)

第二十六条の二 堤防に沿つて設置する樹林帯は、 国土交通省令で定めるところにより、 洪水時における破堤の防止等について適切に配慮された

(管理用通路) 構造とするものとする。

- 第二十七条 堤防には、国土交通省令で定めるところにより、 (波浪の影響を著しく受ける堤防に講ずべき措置) 河川 の管理のための通路 〇 以 下 「管理用通路」という。) を設けるものとする。
- 第二十八条 湖沼、高潮区間又は二以上の河川の合流する箇所の堤防その他の堤防で波浪の影響を著しく受けるものには、 る措置を講ずるものとする。 必要に応じ、
- 一表法面又は表小段に護岸又は護岸及び波返工を設けること。
- 一 前面に消波工を設けること。
- 2 前項の堤防で越波のおそれがあるものには、 同項に規定するもののほか、 必要に応じ、 次に掲げる措置を講ずるものとする。
- 一 天端、裏法面及び裏小段をコンクリートその他これに類するもので覆うこと。
- 一 裏法尻のりじりに沿つて排水路を設けること。

(背水区間の堤防の高さ及び天端 幅 の特

第二十九条 甲河川と乙河川が合流することにより乙河川に背水が生ずることとなる場合においては、 ないようにすることができる区間にあつては、この限りでない。 内地盤高が計画高水位より高く、 第二十条第一項から第三項までの規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の高さを下回らないものとするものとする。ただし、堤 かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間及び逆流を防止する施設によつて背水が生じ 合流箇所より上流 の乙河川 の堤防の高さは

おける甲河川の堤防の天端幅を下回らないものとするものとする。 沼である河川の区間を除く。以下「背水区間」という。)の堤防の天端幅は、第二十一条第一項又は第二項の規定により定められるその箇所に 水位に、計画高水流量に応じ、第二十条第一項の表の下欄に掲げる値を加えた高さとが一致する地点から当該合流箇所までの乙河川の区間前項本文の規定により乙河川の堤防の高さが定められる場合においては、その高さと乙河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計 上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。 ただし、 堤内地盤高が計画高水位より高く、 かつ、 地形の状況等により治水 (湖

(湖沼又は高潮区間の堤防の天端幅の特例)

第二十一条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、第二十八条の規定により講ずる措置の内容及び当該堤防に接続する堤防第三十条 計画高水流量を定める湖沼又は高潮区間の堤防に第二十八条第一項第一号に掲げる措置を講ずる場合においては、当該5 定められている場合には、計画堤防)の天端幅を考慮して、三メートル以上の適切な値とすることができる。 当該堤防の天端幅は (計画横断形が

(天端幅の規定の適用除外等)

第三十一条 その全部又は主要な部分がコンクリー 二項及び前条の規定は、適用しない。 Ļ 鋼矢板又はこれらに準ずるものによる構造の堤防については、 第二十一条、 第二十九条第

『壁の直立部分の幅を減じたものを堤防の天端幅とみなす。 胸壁を有する堤防に関する第二十一条、第二十九条第二項 及び 前 条の規定の適用については、 胸壁を除 いた部分の 上 面 における堤防 の幅 から

、連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例

第三十二条 堤防の地盤の地質、対岸の状況、上流及び下流における河岸及び堤防の高さその他の特別の事情により、 二十九条及び前条を除く。 る値を計画高水位(高潮区間にあつては、計画高潮位。 階的に堤防を築造する場合においては、それぞれの段階における堤防について、計画堤防の高さと当該段階における堤防の高さとの差に相当す の規定を準用する。 以下この条において同じ。) から 減じた値の水位を計画高水位とみなして、この章 連続しない工期を定めて段

第四章 床止め

造の原則

第三十三条 (護床工及び高水敷保護工) 床止めは、付近の河岸及び河川 床止めは、計画高水位 管理施設の構造に著し (高潮区間にあつては、 V 計画 支障を及ぼさない構造とするものとする。 高潮位) 以下の水位の流水の作用に対し て安全な構造とするものとする

床止めを設ける場合において、 これを接続する河床又は高水敷の洗掘を防止するため必要があるときは、 適当な護床工又は高水敷保

護工を設けるものとする。

(部片)

第三十五条 を設けるものとする。 床止めを設ける場合においては、 流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、 国土交通省令で定めるところにより、

(焦進)

第三十五条の二 床止めを設ける場合において、 魚道を設けるものとする。 魚類の遡上等を妨げないようにするため必要があるときは、 国土交通省令で定めるところにより

第五章 堰

構造の原則)

及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。 堰は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに堰に接続する河床 -六条 堰は、 計画高水位 (高潮区間にあつては、 計画高潮位)以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

(流下断面との関係)

第三十七条 可動堰の可動部 上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、により治水上の支障がないと認められるとき、及び河床の状況 十八条第一項及び第六十一条第一項において同じ。)内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等 (堰柱を除く。)及び固定堰は、 (流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。 流下断面(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。以下この条、第五 及び河床の状況により流下断面内に設けることがやむを得ないと認められる場合において、 この限りでない。 次条及び第三十九条において同じ。)以外の部分 治水

(可動堰の可動部の径間長)

第三十八条 ないと認められるときは、 満である場合には、その全長の値)とするものとする。 下欄に掲げる値以上 可動堰の可動部の径間長 その全長の値)とするものとする。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障が(可動部の全長(両端の堰柱の中心線間の距離をいう。次項において同じ。)が、計画高水流量に応じ、同欄に掲げる値未 この限りでない。 (隣り合う堰柱の中心線間の距離をいう。以下この章において同じ。) は、 地形の状況等により治水上の支障が 計画高水流量に応じ、次の表の

		項
二、〇〇〇未満五〇〇以上	五〇〇未満	計画高水流量(単位 一秒間につき立方メートル)
O	一五	径間長(単位 メートル)

兀	三	
四、	四二、	='
	00	
000以上	○○○未満	
上	末 以 満 上	
		-
四〇	= 0	

- 2 径間長を十二・五メートル以上とすることができる。 前 頭の表一の 項の中欄に該当する場合におい て、 可動 堰の可 動 部の全長が三十メートル未満であるときは、 前項の規定にかかわらず、 可動部
- 3 可 表三の項又は四の項の下欄に掲げる値未満のものとすることができる。 動 第一項の表三の項又は四の項の中欄に該当する場合において、 (堰の構造上適当でないと認められるときは、 同項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、可動部の径間長をそれぞれ同る場合において、第一項の規定によれば径間長の平均値を五十メートル以上としなければならず
- トル以上とすることができる。この場合においては、可動部の径間長の平均値は、第一項の表四の項の中欄に該当する場合においては、第一項の規定にかかわらず、 流心部以外の部分に係る可動堰の可動部の径間長を三十メ
- 可 なければならない。 動 !堰の可動部が起伏式である場合におい 、ては、 国土交通省令で定めるところにより、 前項の規定の適用がある場合を除き、 可 動 部 の径間長を前各項の規定によらないものとする 四十メートル以上と

可 '動堰の可動部の径間長の特例 5

ことができる。

第三十九条 該部分の径間長は、 同条第二項に該当する可 可動堰の可動部の一部を土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねるものとする場合においては、 計画高水流量に応じ、 動 堰 $\overline{\mathcal{O}}$ 可動部を除き、 次の表の第三欄に掲げる値以上とすることができる。この場合においては、 同表の 第四欄に掲げる値以上でなければならない。 前条第一項の規定にかかわらず、 可動部の径間 長の平均値 当

	_		+75
<u>=</u>		_	項
三 二、〇〇〇以上	二、〇〇〇未満	五〇〇未満	計画高水流量(単位 一秒間につき立方
五五	一二・五	二・用	を兼ねる部分の径間長(単位(メートル)可動部のうち土砂吐き又は舟通しとしての効用
=:0	110	五	可動部の径間長の平均値(単位 メートル)

兀	
匹、	匹
〇〇〇以上	〇〇〇未満
四	

2 ゲートの構造上適当でなく、 1項後段の規定によらないものとすることができる。 れば可動堰の可動部のうち土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねる部分以外の部分の径間長が著しく大となり、 かつ、治水上の支障がないと認められる場合においては、 国土交通省令で定めるところにより、 可動部の径間長を

動堰の可動部のゲートの構造

第四十条 芸項に規定するもののほか、可動堰の可動部のゲートの構造の基準に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。 条 第十条第一項から第三項まで、第十一条及び第十二条の規定は、可動堰の可動部のゲートについて準用する。

司 '動堰の可動部のゲートの高さ)

第四 2 計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は下欄に掲げる値を加えた値以上で、高潮区間においては計画高潮位を下回らず、その他の区間においては当該地点における河川の両岸の堤防(四十一条 可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に第二十条第一項の表の 可 '動堰の可動部の起伏式ゲートの倒伏時における上端の高さは、 [堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、 計画堤防)の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとするものとする。 可動堰の基礎部 (床版を含む。) の高さ以下とするものとする。

(堰の可動部の引上げ式ゲー トの高さの特例

第四 前条第一項の規定にかかわらず、 十二条 背水区間に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、 次に掲げる高さのうちいずれか高い方の高さ以上とすることができる。 治水上の支障がないと認められるときは

当該河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、 計画高水流量に応じ、 第二十条第一 項の表の下欄に掲げる値を加えた高

計画高水位 (高潮区間にあつては、 計画高潮位

2 よるほか、予測される地盤沈下及び河 地盤沈下のおそれがある地域に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、 川の状況を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとする。 前条第一 項及び 前項の規定に

管理施設

第四十三条 う動堰には、 必要に応じ、 管理橋その 他 の適当な管理施設を設けるものとする。

(護床工等)

第四十四条 第三十四条から第三十五条の二までの規定は、 堰を設ける場合について準用する。

(洪水を分流させる堰に関する特例

第四 十五条 第三十七条及び第四十一条の規定は、 洪水を分流させる堰については 適用し

な

第六章 水門及び樋門

(構造の原則)

第四十六条 水門及び 高規格堤防設置区間及び当該区間に係る背水区間における水門及び樋門にあつては、) 樋門は、 計画高水位 (高潮区間にあつては、計画高潮位) 以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。 前項の規定によるほか、 高規格堤防設計水位以下の水位

3 は樋門に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、 付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、 並びに水門又

流水の作用に対して耐えることができる構造とするものとする。

(構造)

第四十七条 水門及び樋門 (ゲート及び管理施設を除く。) は、 鉄筋コンクリー ト構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

2 樋門は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。

(断面形)

第四十八条 画高水流量及び通行すべき舟の規模)を勘案して定めるものとする。 河川を横断して設ける水門及び樋門の流水を流下させる部分の断面形は 計画高-水流量 (舟の通行の用に供する水門にあつては、 計

2 前項の規定は、河川及び準用河川以外の水路が河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門及び樋門について準用する。

(河川を横断して設ける水門の径間長等)

第四十九条 第三十七条から第三十九条まで(第三十八条第五項を除く。)の規定は、河川を横断して設ける水門について準用する。この場合に)以外の部分(堰柱を除く。)及び固定堰」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及び門柱以外の部分」と、第三十八条及 び第三十九条中「可動堰の可動部」とあり、 部分」と、第三十八条第一項中「堰柱」とあるのは、 いて、第三十七条中「可動堰の可動部(流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。次条及び第三十九条において同じ。 及び「可動部」とあるのは、 「門柱」と読み替えるものとする。 「水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱

以上となるときは、この限りでない。 河川を横断して設ける樋門で二門以上のゲートを有するもの の内法幅は、 五メートル以上とするものとする。 ただし、 内法幅が内法高 の二倍

(ゲート等の構造)

第五十条 水門及び樋門のゲートは、確実に開閉し、 かつ、必要な水密性を有する構造とするものとする。

2 水門及び樋門のゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

3 水門及び樋門のゲートの開閉装置は、 ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

(水門のゲートの高さ等)

第五十一条 又は計 (計画横断形が定められている場合において、 一画堤防の高さが現状の堤防の高さより高 水門のカーテンウォールの上端の高さ又はカーテンウォールを有し いときは、 計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、 計画堤防) 0) 高さを下回らないものとするものとする。 ない水門の ゲートの閉鎖時における上端の高さは、 かつ、 治水上の支障がないと認められると ただし、 高潮区間におい

て水門の背後地の状況その他 な高さとすることができる。 0 特別 の事 情により治水上支障 がないと認めら れるときは 水門]の構造、 波 高等を考慮して、 計 画 高 潮 位以 上 \mathcal{O} 適

2 げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」と読み替えるものとする。 第四十二条の規定は、 「可動 第四十一条第一項の規定は、河川を横断して設ける水門 !堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、 河川を横断して設ける水門のカーテンウォール及びゲートの高さについて準用する。 (流水を分流させる水門を除く。)のカーテンウォール及びゲートの 「水門のカーテンウォールの下端の高さ及び水門の引上 この場合において、これらの規定中 高さについて、

(管理施設等)

第五十二条 第四十三条の規定は、水門及び樋門について準用する。

2 水門は、 国土交通省令で定めるところにより、 管理用通路としての効用を兼ねる構造とするものとする。

(護床工等)

第五 一十三条 第三十四条及び第三十五条の規定は、 水門又は樋門を設ける場合について準用する。

第七章 揚水機場、排水機場及び取水塔

、揚水機場及び排水機場の構造の原則)

第五十四条 揚水機場及び排水機場は、 河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

揚水機場及び排水機場のポンプ室(ポンプを据え付ける床及びその下部の室に限る。 吸水槽及び吐出水槽その他の調圧部は、 鉄筋

リート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

(排水機場の吐出水槽等)

第五十五条 同じ。)の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。 を備蓄し、又は環境を保全するために設けられる側帯を除く。 樋門を有する排水機場には、 吐出水槽その他の調圧部を設けるものとする。ただし、 第五十七条第一項、 第六十五条第二項、 樋門が横断する河岸又は堤防 第七十条第一項及び第七十二条において (非常用の土砂等

の高さ以上とするものとする。 状の堤防の高さより低く、かつ、 吐出水槽その他の調圧部の上端の高さは、 治水上の支障がないと認められるとき、 排水機場の樋門が横断する堤防 又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、 (計画横断形が定められている場合において、 計画堤防の高さが現 計画堤防)

(流下物排除施設)

2

第五十六条 るものとする。 揚水機場及び排水機場には、土砂、 ただし、 河川管理上の支障がないと認められるときは、この限りでない。 竹木その他の流下物を排除するため、 沈砂 池 スクリー ンその他の適当な流下物排除施設を設け

(通明)

第五十七条 障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。 揚水機場及び排水機場の樋門と樋門以外の部分とは、 構造上分離するものとする。 ただし、 樋門が横断する河岸又は堤防の構造に支

2 [十九条第二項の規定は、 揚水機場又は排水機場の樋門でポンプによる揚水又は排水のみ の用に供されるものについては、 適用 しな

(取水塔の構

第五十八条 取水塔 付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに取水塔に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された 構造とするものとする。 (流下断面内に設けるものに限る。 以下この条及び次条において同じ。)は、 計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、

- 2
- 3 められるときは、この限りでない。 取水塔の河床下の部分には、直接取水する取水口を設けてはならない。ただし、取水塔は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。 取水口の規模及び深さ等を考慮して治水上の支障がな

(護床工等)

第五十九条 第三十四条及び第三十五条の規定は、 取水塔を設ける場合について準用する。

第八章 橋

第六十条 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位(河川区域内に設ける橋台及び橋脚の構造の原則) するものとする。 (高潮区間にあつては、 計画高潮位) 以下の水位の流水の作用に対して安全な構造と

2 さず、並びに橋台又は橋脚に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼ

第六十一条 河岸又は川幅が五十メートル以上の河川、 等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。 以下この条において同じ。)に設ける橋台は、流下断面内に設けてはならない。 『面内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、背水区間若しくは高潮区間に係る堤防(計画横断形が定められている場合には (計画横断形が定められている場合には、 地形 計画堤防 ルの状況

堤防に設ける橋台(前項の橋台に該当するものを除く。)は、堤防の表法肩より表側の部分に設けてはならない

2

3 を講ずるときは、この限りでない。 堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。 ただし、 堤 防の構造に著し い支障を及ぼさな いために必 要な措置

4 堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。

第六十二条 方向は、洪水が流下する方向と同一とするものとする。ただし、橋脚の水平断面が極めて小さいとき、橋脚に作用する洪水が流下する方向と直 いて同じ。)の水平断面は、できるだけ細長い楕円形その他これに類する形状のものとし、かつ、その長径(これに相当するものを含む。)の 方向の荷重が極めて大きい場合であつて橋脚の構造上やむを得ないと認められるとき、又は洪水が流下する方向が一定でない箇所に設ける 橋脚の水平断面を円形その他これに類する形状のものとすることができる。 河道内に設ける橋脚(基礎部 (底版を含む。次項において同じ。) その他流水が作用するおそれがない部分を除く。以下この項にお

一内に設ける橋脚の基礎部は、 低水路 (計画横断形が定められている場合には、 当該計 画横断形に係る低水路を含む。 以下この項にお いて

2

よりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面又は高水敷の表面より下の部分に設けることができる。深さ一メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情に水敷においては高水敷(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この項において同じ。)の表面から同じ。)及び低水路の河岸の法肩から二十メートル以内の高水敷においては低水路の河床の表面から深さ二メートル以上の部分に、その他の高

により治水上の支障がないと認められる場合を除き、次の式によつて得られる値(その値が五十メートルを超える場合においては、五十メート直近の橋脚の中心線までの距離を含む。以下この条において「径間長」という。)は、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等同じ。)に橋台を設ける場合においては橋台の胸壁の表側の面から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含み、河岸又は堤防に橋台を設け場合における隣り合う河道内の橋脚の中心線間の距離(河岸又は堤防(計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において第六十三条 橋脚を河道内に設ける場合においては、当該箇所において洪水が流下する方向と直角の方向に河川を横断する垂直な平面に投影した た値(三十メートル未満となるときは、三十メートル)以上とすることができる。ればその平均値を基準径間長に五メートルを加えた値を超えるものとしなければならないときは、径間長は、基準径間長から五メートルを減じル)以上とするものとする。ただし、径間長を次の式によつて得られる値(以下この項及び第三項において「基準径間長」という。)以上とす

L = 20 + 0.005Q

(この式において、L及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。

径間長(単位

計画高水流量(単位 一秒間につき立方メートル))

- がないと認められるときは、 次の各号の一に該当する橋(国土交通省令で定める主要な公共施設に係るものを除く。)の径間長は、Q 計画高水流量(単位 一利間にてき立夫ノーール) 前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる値以上とすることができる。 河 Ш (管理上著しい支障を及ぼすおそれ

- 3 メートル以上とすることができる。この場合においては、橋の径間長の平均値は、これらの規定により定められる径間長以上としなければなら3 基準径間長が二十五メートルを超えることとなる場合においては、第一項の規定にかかわらず、流心部以外の部分に係る橋の径間長を二十五三 計画高水流量が一秒間につき五百立方メートル以上二千立方メートル未満の河川に設ける橋 二十メートル 二 計画高水流量が一秒間につき五百立方メートル未満で川幅が三十メートル以上の河川に設ける橋 十五メートル 計画高水流量が一秒間につき五百立方メートル未満で川幅が三十メートル未満の河川に設ける橋 十二・五メートル
- 相互の関係を考慮して治水上必要と認められる範囲内において国土交通省令で特則を定めることができる。 河道内に橋脚が設けられている橋、 堰その他の河川を横断して設けられている施設に近接して設ける橋の径間長については、これらの施設の

(桁下高等)

-四条 第四十一条第 項及び第四十二条の規定は、 橋の 桁下高につい て準用する。 この場合において、 これらの規定中 可可 動 堰 0

部

引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「橋の桁下高」と読み替えるものとする。

2 さが現状の堤防の高さより高いときは、 定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、 橋面(路面その他国土交通省令で定める橋の部分をいう。)の高さは、背水区間又は高潮区間においても、 計画堤防)の高さ以上とするものとする。 治水上の支障がないと認められるとき、 橋が横断する堤防 又は計画堤防の高 (計画横断形が

(護岸等)

第六十五条 第三十四条及び第三十五条の規定は、橋を設ける場合について準用する。

前項の規定による場合のほか、 橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、 河岸又は堤防をコンクリー トその他これに類するも

ので覆うものとする。

(管理用通路の構造の保全)

第六十六条 橋(取付部を含む。)は、 国土交通省令で定めるところにより、 管理用通路の構造に支障を及ぼさない構造とするものとする。

(適用除外)

第六十七条 第六十一条第一項から第三項まで、第六十二条、第六十三条及び第六十四条の規定は、 域(国土交通省令で定める要件に該当する区域を除く。)内に設ける橋及び治水上の影響が著しく小さいものとして国土交通省令で定める橋に ついては、適用しない。 湖沼、 遊水地その他これらに類するものの区

2 この章 (第六十四条及び前条を除く。) の規定は、 ダム、 堰又は水門と効用を兼ねる橋及び樋門又は取水塔に附属して設けられる橋について

は、適用しない。

第九章 伏せ越し

(適用の範囲)

第六十八条 この章の規定は、 用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

(構造の原則)

第六十九条 伏せ越しは、計画高水位 伏せ越しは、 計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、 (高潮区間にあつては、計画高潮位)以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。 並びに付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とする

構造)

ものとする。

第七十条 堤防(計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。 堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。 造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。 以下この項において同じ。) ただし、 堤防の地盤の地質、 を横断して設ける伏せ越しにあつては、 伏せ越しの深さ等を考慮して、 堤防の構

2 第四十七条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。

(ゲート等)

伏せ越しには、 流水が河川外に流出することを防止するため、 河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所に、

2 ルブを含む。次項において同じ。)を設けるものとする。 第十条第二項の規定は前項のゲートの開閉装置について、第四十三条の規定は伏せ越しについて準用する。 ただし、 地形の状況により必要がないと認められるときは、 この限りでない。

(沙)

第七十二条 伏せ越しは、低水路 ものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるとき合には、計画堤防を含む。以下この条において同じ。)の下の部分においては堤防の地盤面から、それぞれ深さ二メートル以上の部分に設けるめられている場合には、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この条において同じ。)の表面から、堤防(計画横断形が定められている場 び低水路の河岸の法肩から二十メートル以内の高水敷においては低水路の河床の表面から、その他の高水敷においては高水敷(計画横断形が定七十二条 伏せ越しは、低水路(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この条において同じ。)及 それぞれ低水路の河床の表面、 高水敷の表面又は堤防の地盤面より下の部分に設けることができる。

第十章 雑則

(適用除外)

一 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によつて設けられる河川管理施設等第七十三条 この政令の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物(以下「河川管理施設等」という。)につい 、管理施設等」という。) については、 適用し

一 臨時に設けられる河川管理施設等

一 工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等

(計画高水流量等の決定又は変更があつた場合の適用の特例) 特殊な構造の河川管理施設等で、国土交通大臣がその構造が第二章から第九章までの規定によるもの と同等以 上の 効力があると認めるも

第七十四条 この政令の規定に適合しないこととなつた場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかつたも われるものを除く。)に係る河川管理施設等については、この限りでない。のとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築(災害復旧又は応急措置として行のとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築(災害復旧又は応急措置として行 における計画高水流量、計画横断形、 河川管理施設等が、これに係る工事の着手 計画高水位又は計画高潮位(以下この条において「計画高水流量等」という。)の決定又は変更によつて (許可工作物にあつては、法第二十六条の許可。以下この条において同じ。) があつた後

(暫定改良工事実施計画が定められた場合の特例)

工事の実施計画(以下「暫定改良工事実施計画」という。)が定められた場合においては、当該暫定改良工事実施計画において定められた高水第七十五条 河川整備基本方針において定められた河川の総合的な保全と利用に関する基本方針に沿つて計画的に実施すべき改良工事の暫定的な 流量、横断形、 高水位又は高潮位は、 国土交通省令で定めるところにより、 それぞれ計画高水流量、 計画横断形、 計画高水位又は計画高潮位と

(小河川の特例)

第七十六条 政令の規定によらないものとすることができる。 計画高水流量が一秒間につき百立方メート ル未満の 小河川 に設ける河川管理施設等につい ては、 国土交通省令で定めるところにより、

(準用河川 に設ける河川管理施設等への準用

第七十七条 準用河川に設ける河川管理施設等については、 玉 [土交通省令で定めるところにより、 この 政令 の規定を準用する。

○景観法施行令(平成十六年政令第三百九十八号)

(景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計 画

第六条 法第八条第九項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、 次に掲げるものとする。

(略)

十三条第一項の埠頭保安規程に相当する規程国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確 の保安の確保等に関する法律 (平成十六年法律第三十一号) 第三十二条第一項 の埠頭保安規程又は同法第三

+ - + -(略)

下水道法第四条第一項又は第二十五条の三第一 項の 認可に係る事業計 画

十四~十七 (略)

第二十条 法第七十二条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。(条例で景観地区内の工作物の形態意匠等の制限を定める場合の基準)

六 景観地区工作物制限条例には、 一~五 (略) 次に掲げる法第七十二条第一項の制限の適用の除外に関する規定を定めること。

イ 第十一条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で工作物又はその部分の形態意匠に係るものに基づく当 (2) (略) (1) 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十五条第二項 (1) 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十五条第二項 該工作物又はその部分の形態意匠についての適用の除外に関する規定 該工作物又はその部分の形態意匠とあります。

(条例で地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠について制限を行う場合の 基準

第二十五条 法第七十六条第一項の 政令で定める基準は、 次のとおりとする。

- 第十一条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠に地区計画等形態意匠条例には、次に掲げる法第七十六条第一項の制限の適用の除外に関する規定を定めること。 ① 道路法第四十五条第二項 係るものに基づく当該建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠についての適用の除外に関する規定

口

○景観法 (平成十六年法律第百十号)

(景観計画

2 \ 8

方針又は計画に適合するものでなければならない。 景観計画に定める第二項第四号ロ及びハに掲げる事 項は、 景観重要公共施設の種類に応じて、 政令で定める公共施設の整備又は管理に関する

(工作物の形態意匠等の制

第七十二条 市町村は、景観地区内の工作物について、 においては、当該条例は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。 て同じ。)の設置の制限を定めることができる。この場合において、これらの制限に相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内 の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。 低限度又は壁面後退区域 の土地の区域をいう。第四項において同じ。)における工作物(土地に定着する工作物以外のものを含む。同項におい(当該景観地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められた場合における当該制限として定められた限度 政令で定める基準に従い、 条例で、その形態意匠の制限、 その高さの最高限度若しくは最

2 6

第七十六条 市町村は、 た建築物等の形態意匠 定められている区域に限る。)内における建築物等の形態意匠について、政令で定める基準に従い、 計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において、 地区計画等の区域 の制限に適合するものとし (地区整備計 なければならないこととすることができる。 画 建築物又は工作物 特定建築物地区整備計画、 (以下この条において「建築物等」という。) の形態意匠の制限が 防災街区整備地区整備計画、 条例で、 当該地区計画等において定められ 歴史的風致維持向上地区整備

2 6

○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)

第二十条 前条の規定による申出に係る代替住宅が公営住宅である場合において、当該申出をした者が公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件に 該当する者であるときは、当該公営住宅を管理する地方公共団体は、 を当該公営住宅に入居させるものとする。 同法第二十二条第一項及び第二十五条第一項の規定にかかわらず、その者

3

 \bigcirc マンションの建替えの円滑化等に関する法律 (平成十四年法律第七十八号)

(公営住宅への入居)

第百十八条 住宅法第二十三条各号に掲げる条件に該当する者であるときは、 前条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が公営住宅である場合において、 当該公営住宅を管理する地方公共団体は、 同法第二十二条第 当該申出をした者が公営 一項及び第二十五

条第一項の規定にかかわらず、その者を当該公営住宅に入居させるものとする。

2·3 (略

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため の関係法律の整備に関する法律 (平成二十三年法律第百五号) (抄)

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第百四十九条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成九年法律第四十九号) の 一 部を次のように改正する。

「同法」を「公営住宅法」に改め、

同項に次の

第二十条第一項中「公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件」を「次の各号のいずれか」に、

各号を加える。 公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件に該当する者

一 次に掲げる条件に該当する者

イ 当該申出をした者の収入が公営住宅法第二十三条第一号イの政令で定める金額以下で当該公営住宅を管理する地方公共団体が条例で定 める金額を超えないこと。

その他当該地方公共団体が条例で定める条件に該当すること。

(略)

口

(マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正)

第百五十六条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律 (平成十四年法律第七十八号) の 一 部を次のように改正する。

(町)

の各号を加える。 第百十八条第一項中「公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件」 を 「次の各号のいずれか」 に、 同 法 を「公営住宅法」 に改め、 同項に次

公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件に該当する者

一 次に掲げる条件に該当する者

める金額を超えないこと。 当該申出をした者の収入が公営住宅法第二十三条第一号イの政令で定める金額以下で当該公営住宅を管理する地方公共団体が条例で定

ロ その他当該地方公共団体が条例で定める条件に該当すること。

(略)

○河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)(抄)

(河川管理施設等の構造の基準)

第十三条 (略)

2 とされる技術的基準は、政令で定める。 河川 管理施設又は第二十六条第一項の許可を受けて設置される工作物のうち、 ダム、 堤防その他 \mathcal{O} 主要なも のの 構造につい て河川管理 上必要

(工作物の新築等の許可)

第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築 却しようとする者も、 の許可を受けなければならない。河 同様とする。 1川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、 į 改築し、又は除却しようとする者は、 又は停滞させるための工作物を新築し、 国土交通省令で定めるところにより、河川管理者 改築し、 又は除

2~5 (略)

(この法律の規定を準用する河川)

第百条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。) については、この法律中二 とあるのは「市町村」と、 定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは 「国土交通大臣」とあるのは 「都道府県知事」と読み替えるものとする。 「市町村長」と、 級河川 「都道府県」 に関する規

2 (略

○地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(抄)

(政令に定める法定受託事務)

第一 ては別表第一の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務 の政令に示すものは、第一号法定受託事務(同条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務をいう。第二百二十五条において同じ。)にあつ 務をいう。第二百二十六条において同じ。)にあつては別表第二の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりである。 政令に定める法定受託事務(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項に規定する法定受託事務をいう。)で同条第十項 (同法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事

別表第一 第一号法定受託事務 (第一条関係)

備考 (略)

(略)	年政令第百四十七号)下水道法施行令(昭和三十四	(略)	政令
(略)	することとされている事務第四条後段及び第十七条の四後段の規定により都道府県が処理	(略)	事務

別表第一(第一条関係)(一般大学の一般の主義の主義を制造の一般の主義の主義を制造の主義を制造の主義を制造の主義を制造の主義を制造の主義を制造の主義を制造している。

事業の	区 分		国の負担又は補助の割合
道路	(略)	(略)	(略)
	県道	(一) 新設(土地区画整理事業に係るもの及び財政特別措置法施行令第一条第一項各号のいずれかに該当するものを除交通省令で定める要件を満たすものを除く。) 及び財政特別措三条第二項第二号に規定する基準に適合し、かつ、同号の国土三条第一項各号のいずれかに該当するものを除く。) 又は令第一条第一項各号のいずれかに該当するものを除く。) 又はく。) 新設(土地区画整理事業に係るもの及び財政特別措置法施行り、新設(土地区画整理事業に係るもの及び財政特別措置法施行り、	は、十分の七・五) は、十分の七・五) 十分の七(財政特別措置法施行令第二条第二項第一号の規定
		修繕(災害防除事業として行われるものに限る。) 一項第一号、第二号又は第四号に該当するものに限る。)又は 新設若しくは改築(いずれも財政特別措置法施行令第一条第	十分の五・五
	首 市 町 村	(略)	(略)
	讠	のを除く。) 政特別措置法施行令第一条第一項各号のいずれかに該当するも以、対のでは改築(いずれも土地区画整理事業に係るもの及び財	十分の六
		第二号又は第四号に該当するものに限る。) (三) 新設又は改築(いずれも財政特別措置法施行令第一条第一項	十分の五・五

略 略 略

○後進 |地域の開発に関する公共事業に係る国の負担 割 合の特例に関する法律施行令 (昭和三十六年政令第二百五十八号)

(法第二条第二項に規定する政令で定める事業)

事業は、 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律 次に掲げるものとする。 (以 下 「法」という。) 第二条第二項に規定する政令で定める

イ〜ト 持修繕に係るもの及び局部改良事業として行われるもの以外のもの 次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が五千万円未満のもの、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路で次に掲げるものに関する事業のうち、 (略) 『整理法(昭和二十九年法律道路整備事業に係る国の財

第百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業(同法第三条第三項又は第四項の規定により施行されるものを除く。 政上の特別措置に関する法律施行令(昭和三十四年政令第十七号)第一条第一項各号に掲げるもの及び土地区画整理法

(1) (4) 以外のもの

リ〜ヲ

(略)

○後進地域の開発に関する公共事業に係る国の 負担割合の特例に関する法律 (昭和三十六年法律第百十二号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

2 域におけるこれに相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除いたもので、 適用団体が負担しないもの並びに北海道及び奄美群島の区域における事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区 う次に掲げる施設に係る事業のうち、 この法律において「開発指定事業」とは、 災害復旧に係るもの、当該事業に要する経費の全額を国が負担するもの及び当該事業に要する経費を当該 適用団体が国の負担金若しくは補助金の交付を受けて行い、 政令で定めるものをいう。 又は国が適用団体に負担金を課して行

道路

一~七

(略)

~ 十二

(略

に係るもの

〇土地区画整理法 (定義) (昭 (和二十九年法律第百十九号) 抄

第二条 この法律において「土地区画整理事業」とは、 この法律で定めるところに従つて行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。二条(この法律において「土地区画整理事業」とは、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、

○車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)

(総重量、 軸重及び輪荷重の制限

第七条 らない。ただし、 総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めたときは、当該道路を通行する車両の総重量、軸重又は輪荷重は、当該限度をこえないものでなければな都道府県道又は市町村道で、これに代わるべき他の道路があるものについて、道路管理者が路面の破損を防止するため必要と認められる車両の 道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第二十三条第二項の基準 当該道路を通行しなければ目的地に到達することができない車両については、この限りでない。 (強度に係るものに限る。)に適合している舗装がされていない

2 • 3

)成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令 (昭和四十五年政令第二十八号)

(法別表に規定する政令で定める道路の改築)

第二条 に要する費用の額が国土交通大臣の定める額を超えないもの 道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第三十八条第一項の規定により同令の規定による基準によらないことができる改築で、これ 法別表の道路の項に規定する道路法第二条第一項に規定する道路の改築で政令で定めるものは、次に掲げる道路の改築とする。

(略)

三 車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しない場合における当該道路の 舗装

(第三条関係

別表 ○成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律 (昭和四十五年法律第七号) 抄

定める割合四分の三の範囲内で政令	県	主要な県道(同法第七条第一項の規定による県道をいう。)若しくは 一般国道(道路法第五条第一項の規定による一般国道をいう。)又は	道 路
国の負担割合	事業主体	区分	事業の区分

	令道	(m. t-	事	別 〇 表 水	5 2 三 \ 十 法 4	第 (水 四 (法 源					
(略)	で定める路法第二	(略)	事業の区分	□ 別表第一 ○ 水源地域	一 十 四 表	· 【法別表第一 (法別表第一 (法別表第一	略)				
	令で定めるものを除く。) 道路法第三条第三号の都道府県道及び同条第四号の市町村道の新設又は改築(政			表第一(第九条関係) 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)(抄)	令第十七号)第一条第一項各号(第三号を除く。)に掲げるも一の政令で定める都道府県道及び市町村道の新設又は改築は、)	四条 (略)(法別表第一の政令で定める事業)(法別表第一の政令で定める事業)水源地域対策特別措置法施行令(昭和四十九年政令第二十七号)(抄)	(略)	道路法第二条第一項に規定する道路の改築で政令で定めるもの			
(略)	三分の二以内	(略)	国の負担割合の範囲		のとする。 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令		(略)	市町村	村	市	
					措置に関する法律施行令(昭和		略)	三分の二	十分の八	十分の七の範囲内で政令で	

)明日 村における歴史的風土の保存及び生活環境 の整備等に . 関 する特別措 置 法施行令 (昭 和 Ŧ. + 五年政 令第百五十六号)

[の負担割合の特例の対象となる事業の範囲]

第三条 法第五条第一項の特定事業として政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復日 業で当該事業に要する経費の総額が千万円未満のもの及び維持修繕に係る事業以外の事業とする。 事業に合併して行う事

特別措置に関する法律施行令(昭和三十四年政令第十七号)第一条第一項各号に掲げる事業以外の事業 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路で次に掲げるものに関する事業のうち道路整備事業に係る国 の財政上

イ〜ハ (略)

(国の負担又は補助の割合の特例)

それぞれ当該各号に定める割合とする。第五条 法第五条第三項に規定する道路の改築の事業で政令で定めるものは、 次の各号に掲げる事業とし、 同項に規定する政令で定める割合は

三 5 五

びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げるものを除く。第二 県道又は村道(都市計画において定められた道路に該当するものを除く。)の改築(土地区画整理法による土地区画整理事業に係るもの並 四号において同じ。) 三分の二

)明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境 (国の負担又は補助の割合の特例 の整備等に 関 する特別措 置 法 昭 和五十 五年法律第六十号) 抄

第五条 助のために奈良県が要する費用の一部を国が負担し、又は補助している場合にあつては、国の負担金又は補助金の当該特定事業に係る経費に対ものを除く。)で政令で定めるもの(以下「特定事業」という。)に係る経費に対する国の負担又は補助の割合(明日香村に対する負担又は補 掲げる事業(災害復旧に係るもの、当該事業に係る経費の全額を国又は奈良県が負担するもの及び当該事業に係る経費を明日香村が負担しない し、又は交付金を交付するために要する費用の一部について国が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付するものに限る。)のうち、次には交付金の交付を受けて行う事業(奈良県から負担金、補助金又は交付金の交付を受けて行うものにあつては、奈良県が負担し、若しくは補助 百十四号)第五条の規定の例による。 する割合)については、首都圏、 明日香村整備計画に基づいて、昭和五 近畿圏及び中部圏 一十五年度から平成二十一年度までの各年度において明日香村が国又は奈良県から負担金、 の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律 (昭和四十一年法律第 補助金又

次の施設の整備に関する事業

前号に掲げるもののほ か、 生活環境及び産業基盤の 整備のために必要な事業で政令で定めるも

2 (略)

3 に係る経費に対する国の負担又は補助の割合は、明日香村整備計画に基づいて行われる道路法 は、三分の二)の範囲内で政令で定める割合とする。 当該事業に関する法令の規定にかかわらず、四分の三(土地区画整理事業に係るものにあつて(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路の改築の事業で政令で定めるもの

4·5 (略

○行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律に基づく特定地域に係る国 の負担、補助等の特例に関する政令(昭和五十七年政令第五十号)

(適用除外)

別表第一に掲げる法律の規定に基づく国の負担又は補助については、適用しない。第十条「行革関連特例法第十四条第一項から第三項までの規定は、次の各号に掲げる規定が適用される事業に要する経費に対する行革関連特例法

一~十二 (略)

十三 下水道法施行令(昭和三十四年政令第百四十七号)附則第五項

十四~十七 (略

○行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一 環としての 玉 0 補 助金等の 縮 減 その他の 臨時 の特例措置に関する法律 昭 和五十六年法律第九十

(特定地域に係る国の特例負担額又は特例補助額の減額

する指定都市をいう。以下この条において同じ。)が行う事業又は国が都道府県若しくは指定都市に負担金を課して行う事業(これらの事業の第十四条 特例適用期間において、都道府県若しくは指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定 額とする。 補助ごとに、 いて同じ。)を超えて行われるものについては、当該都道府県等実施事業に要する経費に対する同表に掲げる法律の規定に基づく国の負担又は 補助であつて、当該都道府県等実施事業に要する経費に係る通常の国の負担又は補助の割合 を除く。以下この項において「都道府県等実施事業」と総称する。)に要する経費に対する別表第一に掲げる法律の規定に基づく国の負担又は うち、災害復旧に係るものその他災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するため緊急に行われる必要があるものとして政令で定めるもの 第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に六分の一を乗じて得た金額を、 (法律の規定に基づくものに限る。以下この条にお 第一号に掲げる金額から控除した金

当該都道府県等実施事業に要する経費に対する別表第一に掲げる法律の規定に基づく国の負担又は補助に係る金額 当該都道府県等実施事業に要する経費に係る通常の国の負担又は補助の割合により算定した国の負担又は補助に係る金

2 えて行われるものがあるときは、当該一部事務組合等実施事業に要する経費に対する国の負担又は補助については、当該都道府県又は指定都市 る別表第一に掲げる法律の規定に基づく国の負担又は補助であつて当該みなされた事業に要する経費に係る通常の国の負担又は補助の割合を超 は指定都市が行う事業とみなした場合において、当該都道府県又は指定都市が行うものとみなされた事業につき、当該事業に要する経費に対す 組合の規約又は当該港務局の定款で定められている都道府県又は指定都市に係る経費の負担割合に相当する部分を、それぞれ、当該都道府県又 ち、都道府県又は指定都市がその設立に加わつているものに限る。 われる必要があるものとして政令で定めるものを除く。以下この項において「一部事務組合等実施事業」と総称する。)のうち、当該一部事務 いるものに限る。以下この条において同じ。) 若しくは港務局 算定した金額とする。 :行うものとみなされた事業に要する経費に対する国の負担又は補助について前二項の規定の適用があるものとして、 だ負担金を課して行う事業 (これらの事業のうち、 用期間において、一部事務 組合 (地方自治法第二百八十四条第 災害復旧に係るものその他災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するため緊急に行 (港湾法 以下この条において同じ。)が行う事業又は国が一部事務組合若しくは港務 一項 (昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項に規定する港務局のう に規定する一部事務組合のうち、 都道府県又は指定都市 政令で定めるところによ 入して

に規定する当該港湾工事の費用に対する港湾管理者の負担の割合により算定した場合における当該港湾管理者の負担に係る金額に加算した金額 る金額から、第一項又は前項の規定により算定した当該港湾工事の費用に対する国の負担に係る金額を控除した金額を、それぞれ、同条第一項 いては、同法第二条第一項に規定する港湾工事ごとに、当該港湾工事の費用に対する国の負担の割合により算定した場合における国の負担に係 〈(同法第三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による港湾工事の費用に対する港湾管理者の負担につ第一項又は前項の規定の適用がある場合における北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第二条第一

4 (略

○北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施 行令 (昭和六十一年政令第二百五十二号) 抄

(国の負担割合の特例の対象となる事業の範囲

第四条 該事業に要する経費の総額が千万円未満のもの及び維持修繕に係る事業以外の事業とする。 法第七条の特定事業として政令で定める事業は、 次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当

特別措置に関する法律施行令 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路で次に掲げるものに関する事業のうち道路整備事業に係る国の財政上 (昭和三十四年政令第十七号)第一条第一項各号に掲げる事業以外の

1~1 (略)

○北方領土問題等の 、特別の助 解決の促進のための特別措置に関する法律 (昭 和五十七年法律第八十五

めに北海道が要する費用の一部を国が負担し、又は補助している場合にあつては、国の負担金又は補助金の当該特定事業に係る経費に対する割 めるもの(以下「特定事業」という。)に係る経費に対する国の負担又は補助の割合(北方領土隣接地域の市又は町に対する負担又は補助のた 係る経費の全額を国又は北海道が負担するもの及び当該事業に係る経費を北方領土隣接地域の市又は町が負担しないものを除く。)で政令で定 合。以下「国の負担割合」という。)は、 負担金、補助金又は交付金の交付を受けて行うものにあつては、北海道が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付するために要する費用の 部について国が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付するものに限る。)のうち、 振興計画に基づいて、北方領土隣接地域の市又は町が国又は北海道から負担金、 次条に定めるところにより算定するものとする。 補助金又は交付金の交付を受けて行う事業(北海道から 次に掲げる事業(災害復旧に係るもの、 当該事業に

次の施設の整備に関する事業

道路

~ 二

※都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十三年政令第三百二十一号)による改正〇都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)(抄)

(安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準)

当該工作物を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)一 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、第十八条 法第六十二条第一項第三号の政令で定める基準は、第十四条第一号に掲げる施設等については、次のとおりとする。 第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

○都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)(

限り、都市再生整備計画に記載された第四十六条第十項に規定する事項に係る施設等のための道路の占用(同法第三十二条第二項第一号に規定第六十二条(都市再生整備計画の区域内の道路の道路管理者は、道路法第三十三条第一項の規定にかかわらず、都市再生整備計画の計画期間内に 条第一項又は第三項の許可を与えることができる。 する道路の占用をいい、 同法第三十三条第二項に規定するものを除く。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、 同法第三十二

その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。